

令和7年度第1回対馬市海岸漂着物対策推進協議会 議事録  
(令和7年度対馬市海岸漂着物対策事業中間支援業務)

1. 会議日時：2025年（令和7年）10月1日（水）13:30～16:00
2. 会議場所：対馬市交流センター4階視聴覚室
3. 出席者：

委員	清野委員長、山本委員、吉野委員、川口委員、犬東委員、松尾様(村上委員代理)、松尾様(山内委員代理)、神尾委員、増山委員、小島委員、財部委員、三原委員（順不同）
事務局	【対馬市未来環境部環境政策課】 小宮課長、福島課長補佐
運営	【一般社団法人対馬 CAPPA（以下、CAPPと略す）】 上野芳喜、末永通尚、山内輝幸、原田昭彦、波田あかね、佐々木達也、関谷志奈

（欠席：中山委員、植木委員、橘委員、大渕委員（順不同））

#### 4. 議事録

注：

- ・「えー、あの、えっと」などの文脈において意味をなさない単語、および、言い直した発言については記載していない。明らかな間違いのある発言や口語表現については、適宜修正している。
- ・発言者は赤文字で示し、発言の補足は（かっこ書き）にて示している。
- ・質問時の委員の挙手動作およびそれに伴う委員長の指名発言は、議事録修正時に削除している。
- ・発言の趣旨が変わらない程度に、適宜語順を入れ替えている。

**事務局（福島）：**皆様こんにちは、ただいまから、令和7年度第1回対馬市海岸漂着物対策推進協議会を開催したいと思います。まず会議を始めるにあたり、対馬市海岸漂着物対策推進協議会委員の人事異動、役員改選、退職等により、令和7年10月1日より、5名の委員様に本協議会の委員就任をご依頼いたしましたところ、心よくご承諾いただき誠にありがとうございました。委嘱状につきましては、テーブルにお配りしておりますのでご確認の上お認めください。それでは定刻となりましたので、令和7年度第1回対馬市海岸漂着物対策推進協議会を開催いたします。まず始めに、事務局の環境政策課長小宮より、一言ご挨拶を申し上げます。

**事務局（小宮）：**皆様こんにちは、未来環境部環境政策課の小宮と申します。この4月から同職を拝命いたしまして、ただいま猛勉強中の毎日でございます。また今年度の組織改正によりまして、環境政策課、SDGs戦略課、自然共生課の三課が環境に対しまして横断的に連携して取り組める体制を整えるという事で、未来環境部が創設されております。本日はお忙

しい中、長崎大学副学長山本様、九州大学大学院准教授清野様、一般社団法人 J E A N 理事吉野様をはじめ、多数の方々にご出席いただき誠にありがとうございます。また冒頭でもお話をございましたが、今年度は委員の交代があり、お願ひ申し上げたところ、快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。尚、副委員長の選出につきましては、この後担当よりご案内申し上げますので、よろしくお願ひいたします。さて皆さまご承知の通り、今年6月に大阪・関西万博におきまして、対馬ウィークを開催させていただきました。対馬の海洋環境問題をテーマに日米、日韓によるシンポジウム、そして海の未来に貢献する企業の取り組み、またパネル展示やトークセッション等を通じて、本市が直面する課題や持続可能な地域づくりへの決意を国内外に発信する事が出来ました。今回の開催は、対馬の認知度向上に大きく寄与したものと考えております。また本年度は漂着流木を加炭材としてリサイクルする製造機の導入に向けまして、来年度を見据えた実証実験にも努めているところでございます。本日は、中間支援組織をお願いしております一般社団法人対馬 CAPPA 様。モニタリング調査を実施いただいております対馬エコサービス様より、海岸漂着物に関する調査結果、また関連事業の報告、並びに今年度の事業計画についてご説明いただきます。皆様から忌憚のないご意見を賜り、今後の事業推進の参考とさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

**事務局（福島）：**続きまして、課長の挨拶にもありましたが、前副委員長の小島様の委員退任に伴い、本協議会の委員様の中から副委員長を選出したく存じます。対馬市海岸漂着物対策推進協議会設置要項第4条第2項に、委員長及び副委員長は委員の互選により選出するとあります。まずは副委員長に立候補される委員様がいらっしゃいますでしょうか。副委員長の立候補がないようですので、副委員長に推薦されるという議員様がいらっしゃるようでしたら、推薦をお願いしたいと思います。推薦立候補はないようですが、事務局に副委員長の推薦案があっておりるので、推薦させていただきたいと思います。長年、本協議会の委員としてご活躍されております中山委員様を、副委員長に推薦したいと思っております。本日ご欠席ですが、委員ご本人様には推薦案の承諾をいただきしております。よろしければ拍手で承認をいただきたいと思います。ありがとうございます。それでは副委員長を、中山委員様にお願いしたいと思います。それではこれから議事を進めさせていただきたいと思います。議長を清野委員長様にお願いしたいと思いますので、ここからの進行をよろしくお願ひいたします。

**清野委員長：**皆さん、こんにちは。この協議会の委員長を仰せつかっております九州大学の清野でございます。今日はですね、令和7年度第1回として進めさせていただきたいと思います。たくさんの議事がございますので、早速資料をもとに事務局よりお話をいただきたいと思っております。それでは議事に入ってください。議事としてですね、ご挨拶を申し上げますと、今の課長様からも話がありましたけれども、対馬市の海岸漂着物に対する取り組みというのは、本当に日本一長く取り組まれてきたという事がございます。その事がありまして、

日本が国際的に発信する場の大坂・関西万博におきましても海岸漂着ごみの事、そしてSDGs とか海の環境、そして対馬の方と島外の方との連携等で多くの発信をされております。また多くの次世代の高校生の方とか、子どもたちが現場で、あるいは作品を通じて発信されたところでございます。そういう点でこの協議会でおられる皆様は、それがある意味、当然の事と思われるかもしれないですが、改めてやはり対馬以外では、まだ中々、住民の参加だとか、こういう協議会を作るとか、そして協議の結果とか資料が公開されるとかそういう事自体が途上にあります。対馬がそういう点ではもう飛び抜けて進んでいると思います。その分対馬がいつも最先端で、道がないところを切り開いておられますので、色々な試行錯誤があったりとか、行きつ戻りつのところもあるかと思いますけれども、それを多くの方が意見をきちんと言なながら、そしてそれを行政の方が聞いて、政策にフィードバックしながら、そして大人も子どもも人材育成をしているという点でも、類例を見ないところであるかと思います。そういう点でですね、この協議会についても毎年やっておりますけれども、今日の議事にありますように、よく見てみると、やっぱりずっと進化し続けていて、それをどういう風にまた計画だとか調査に文字として残していくか、それをその行政の中で仕組みとして運用していくのかというのがございますので、それは対馬にとってはもちろんですし、日本とか世界の海にとっても、人々にとっても大事な事でございます。そういうわけで、今日のですね調査の話、そして計画の事、その他とございますけれども、皆様の一人一人のご発言や、色々なご貢献がバージョンアップの源になっておりますので、よろしくお願ひいたします。私も本当に力不足でございますが、委員長としてご一緒させていただきたいと思うところであります。それでは議事に進みたいと思います。まず1番目に、令和6年度対馬市海外漂着物モニタリング調査結果報告という事で、受託事業者であられます有限会社対馬エコサービス様よりご報告をいただければと思います。

**発表者(岸良):**ただいまご紹介いただきました有限会社対馬エコサービスの岸良と申します。どうぞよろしくお願ひします。このお手元の資料ですね、モニタリング調査の報告書を掲い摘んで示したものでございます。この報告書の本編につきましてはですね、対馬海ごみ情報センターのホームページの方にですね、掲載されておりまして、概要版も同時に掲載されておりますので、必要でしたらそちらの方をご覧いただければと思います。お手元の資料をですね、前に移して、こちらでご説明させていただきたいと思います。まずモニタリング調査結果の報告という事で、このモニタリング調査はですね、例年、対馬の6地点の地点で、こちら青色地図を示しておりますけれども、この地点で回収枠と目視枠という2つの調査枠を設置して調査が行われているものでございます。過年度からですね、令和5年度まで5地点で、平成25年から27種類に分類をしてですね、容量と重量を計測する。そして1地点については令和1年から99種類に分類して漂着物を調査すると、環境省のガイドラインに基づいた調査が行われておりましたけれども、令和6年度はですね、6地点で少し分析項目を増やして、104種類についてですね、個数、容量、重量を計測して調査しております。

そして表記言語等調査という事で、これまで飲料用ペットボトル、金属製飲料缶、漁業用ブイという3品目についてですね、ラベルですか刻印ですか、こういった事を基に発生源の発生国を調査しておりますけれども、対馬は特に中国とか韓国に近いという事ですね、もっと品目を増やせないだろうかという事で、11品目に拡大をして、令和6年から拡大して調査をさせていただいております。この他ですね、定点観測として固定カメラを設置して、これまで海岸の様子だとかについては年に4回の調査だけでは十分に把握できなかったものですから、固定カメラを設置して高解像度の写真を撮影、5分に1回これ撮影しているんですけども、この撮影をしましてタイムラプス動画を作成して提出しております。提出したデータはここに記載されている通りなんんですけども、一つ一つ新しいもので紹介させていただきたいと思います。これが定点観測のタイムラプスの動画でございますけれども、こうやって見るとですね、海岸5分に1回撮影したものをつなげて動画にしたもので、よく見ると海岸の中で細かな漂着ごみが動いている様子が確認できるんですけども、ちょっと引いてみるとあんまり変わりはないのかなといった印象でございます。これはちょっと見やすかった夏季の修理田浜の様子でございますけれども、これがですね、ここまでしばらく動きがないんですけども一気にですね、この月増えるんですね。(動画再生)分かりましたでしょうか。この動画の中の漂着ごみですね、20日から21日に切り替わった時に、夜の間に一気に漂着ごみが増える様子というのが確認されました。ほとんど遠目に見ていると、あまり変化がないのかなという風にも見えるんですけども、高潮だと満潮だとか、ちょっと天候が荒れたりだとか、こういった事が重なるとですね、一晩のうちに大量の漂着ごみが漂着してくるといった様子が確認できました。こういったものをタイムラプスでまとめて提出しております。そしてこれまでですね調査の中では、回収の前後の写真というものをですね、海岸の上から写真を撮って報告書に記載していたんですけども、これをドローンでですね、上空から撮影する事で、ちょっとこのプロジェクトでは少し見にくいかもしれないんですけども、回収前と回収後の様子を視覚的に分かりやすいようにですね掲載しております。この他、小さなごみなんかは見えないので、回収前と回収後については、これは冬季の上槻の様子ですけれども、この様な状態であったものがですね。この様な状態に調査によって海岸をきれいにしているという事で、調査報告書に示された数量なんかについてもですね、後に検証をする為にこういったものを残しております。そして回収作業の様子なんかについてもですね、動画で記録をしまして、後に回収効率が良かった部分については対馬市の回収事業に活かしたりとかですね、これもまた後に検証が出来るようにこの様な回収作業の様子といったものも、令和6年度から新たに記録として残すようにいたしました。そして、調査によってですね分析して、先ほど104項目に分類をしたという風にお伝えしたんですけども、この一つ一つについて高解像度の写真をですね、撮影するように、このようにペットボトルの写真、これ品目毎に写真を撮影しているんですけども、拡大をするとですね、高解像度の写真なので、こうやって文字まで見えるような形ですね、今回はやっておりませんけれども、例えば後からメーカー毎のごみがどう

なのかとかですね、様々な検証をしたりだとか、追加して調査をしたりする時にこういったものを用いる事が出来るかなという風にかんがえられますので、もし研究者の方とかですね、この漂着ごみに関する資料作成に携わられる方ですね、こういったものが必要であれば環境政策課さんの方にお問い合わせをいただければ、こういったデータが揃っております。そして報告書の作成に用いたデータについては、Excel にまとめてですね、すべて提出をしておりますので後の検証にも役立つかと思います。こういった方法でモニタリング調査を実施した結果についてなんですかね、各調査地点で春季、夏季、秋季、冬季と年間 4 回ですね調査を実施しております。6 地点分の結果がこちらの通りでございます。昨年度、令和 6 年度についてはですね、これが推移を示すグラフでございますけれども、これまで突発的に漂着ごみの量が多くなるような場合があった。これは台風だとか、出水の影響で多くなるような場合があったんですけども、昨年度については平均的な量となっております。これは漂着の分類別に示したもののがこちらでございまして、容量で言うと年間推定 31,500 立米のごみが漂着していると。従来から対馬では、3 万から 4 万立米位のごみが対馬に漂着しているという風に発表されておりますので、この範囲内に収まっているかなといったところでございます。重量でいうと 3,561 トン位の漂着ごみが漂着しているという風に推定されます。そしてこれが漂着ごみの種類毎の推移でございますけれども、あまり明確な傾向性というのは見えにくいんですけども、例えば漂着漁業用のブレイブだと、少し多くなっていっているのかなとか、プラスチック類も少し多くなっていっているのかもしれないなといったところが読み取れる程度でして、これから調査を重ねながらデータを積み重ねながらですね、こういった傾向性を把握して、増えているものについてはしっかりと対策を打っていくといった事が重要だろうと考えられます。そして全ての地点ですね、環境省ガイドラインに基づいた細かな品目で調査を行いましたので、多い品目というのが出てきます。このピンク色のセルですね、個数、容量、重量ともに多いセル、そしてオレンジ色のものが容量と重量が多いセルといったところで、いずれにしてもですね木材、加工用の木、加工木だとかロープ、紐だとか、漁業用のブレイブだとか、容量でいうと発泡スチロールのフロートブレイブですね。こういったものが多いといった結果になっております。この多い漂着ごみについてしっかりと対策をしていく必要があるという事で、これはどの地点がごみが多いのかといったところですけれども、これは従来と変わらずやはり韓国、中国に多い西海岸が半分以上を占めるといったような結果でございます。そして年間再漂流量と、最初に回収枠と目視枠を設置して調査を行っているとお伝えしたんですけども、この目視枠、年間に 1 回漂着ごみの量を把握する目視枠の量からですね、年間に 4 回回収をする回収枠の量の差分を求める事で、この再漂流量を推計する事が出来ますけれども、これはどちらも回収枠にも、目視枠にも同じぐらいの量が漂着して来ているという事を前提にですね、なり立つものでして、所によってはこのマイナスの赤い数値が出てきているところは、目視枠の方が多く漂着ごみが漂着しているという事で、少し精度が怪しい部分もあるんですけども、押しなべて年間漂着量の 33%程度が再漂流しているといった結果が出ております。そしてこれが表記言

語等の調査ですけれども、これまでペットボトルですとか、金属製飲料缶ですとか、こういったものだったものを調査しておりますけれども、11品目調査した結果、このような形になっております。漂着ごみの種類毎にですね、多少ポリタンクなんかは韓国の中のものが多いとかといったような結果、全て似ている部分とちょっと特徴的な部分がございますけれども、そういった結果が分かれて出ております。そして中国、韓国のごみが西海岸に多いんですけども、これをですね、2019年度からの推移を見てみると、当初は中国24%、韓国35%程度であったものが、どんどん中国のごみの割合が増えていると。そして韓国のごみ、割合は減っているんですけども、量としてはですね。実は減っていないくて、中国のごみの量が多くなる事で、割合として中国のごみの割合が増えているといった様な結果が出ております。そして作業回収の効率ですけれども、昨年度の回収効率については、21年度と同等程度、作業員の経験が積んでくればですね、効率はどんどん上がってくるといった事は、昨年までの報告書で出ているんですけども、この他ですね、令和6年度は回収枠の外の調査枠のごみというのも拾ったんですけども、この調査枠のごみ、主に15センチ以上のごみを回収した結果でいくと、回収効率が非常に高くなつたといった結果が示されております。すいません、駆け足なんですけれども、これが回収効率に関する考察でございまして、これは春季の上櫛、一番春季で漂着ごみが多くあった所についてですね、漂着ごみのサイズ毎の個数、容量、重量をまとめたグラフになっておりますけれども、2.5センチ以上のものをこのモニタリング調査では回収して調査をするといった事ですけれども、ここから10センチ以上のもの、20センチ以上のものとサイズの区分を作つてですね、その区分毎に、では個数が何個なのか。そしてサイズ毎の容量、重量がどれくらいなのかといった事を調査しました。そうしたところですね、右側のグラフにある様に全部で16,000個程度の漂着ごみがあるんですけども、これが10センチ以上になると半分位になつくると。そして20センチ以上になると4分の1位になつくるという事で、海岸でごみを拾つた方は分かると思うんですけども、大きい、ある程度手のひらサイズのものを拾つても、小さいものを拾つても、手を伸ばす回数は一緒でですね、この回収にかかる手間というのは漂着ごみの個数によるところも結構あるんですけども、この漂着ごみの個数、10センチ以上のものを拾えれば手間が半分になつくる。そして20センチ以上のものを拾えれば、4分の1になつくる。一方、その10センチ以上のものは容量としては、全体の96%、そして20センチ以上位になると87%、9割位なので手間はぐんと下がるんですけども、容量は全体の9割位は回収できるという事で、大きいごみからですね、拾つていった方が良いという結果が示されております。そしてこちらがリサイクル率ですけれども、このモニタリング調査で回収したごみの容量をですね、リサイクル率がどれ位なのかと、現在ここに書いてある様な形でリサイクルがされているものですね。このような形でリサイクルされていますけれども、リサイクル率は37.26%という事で、ここに最初に示した流木ですとか、加工木については、まだリサイクルの形になつていない。産業廃棄物として処分されてたりだとか、砕いてクリーンセンターで焼却処分されてたりだとか、こういったところですので、この辺りのリサ

イクルが進んできれば、おそらくリサイクル率は大きく伸びてくるのかなといった事が考えられます。そして発生抑制についてですが、先程 11 種目の漂着ごみについてですね、発生国を調査した結果を示しましたけれども、ここに示したのはその他ですか、発生源が不明なものを取り除いたものの結果になります。例えばポリタンクでいうと、ほぼほぼ 97% が韓国製という事でですね。これは海苔の養殖に使われる貝だとか殺菌だとかの為に、貝が付着しないようにする為だとかですね。そういうたるものに使われる過酸化水素というものがほとんどなんですか、こういったもののポリタンクがほとんどを占めているですかとか、漁業用のプラブイでいうと中国製のものが 70% を占めているといった事ですね、こういった発生源が分かりやすいものについては、きちんとその発生源に対するアプローチをしていく事が重要なといった風に考えられます。こうやって調査をしていく事ですね、割合の多いものについては適切に発生源に対するアプローチを行っていくという事が重要なと思います。すみません。駆け足でご説明をさせていただきました。この後はですね、課題についても皆様からご意見賜りたいと思うんですけど、まずここまでモニタリング調査の結果についてという事で、何かご質問等あれば頂戴したいと思います。清野先生にお返しします。

**清野委員長：**ご説明ありがとうございました。非常に緻密な調査をしていただきました。それでは委員の皆様からご質問いかがでしょうか。では山本先生お願ひいたします。

**山本委員：**さっきビデオで、ある時に一気にごみが流れ着いていますが、あれはその時、嵐か何か起きたんですか。海底からパッと湧き出しているようなイメージもしているんですけど、海底にそもそも溜まっているものですね、何かの拍子に押し出されてここにあるという様なイメージもあるんですけど、どんな状況だったんでしょうか。

**発表者(岸良)：**はいこちらはですね、おっしゃっていただいたところ、20 日から 21 日に変わる日でこの辺りなんですけども、実際に分かっている事としては、天候はちょっと荒れていたと。そして満潮の時刻、夜中に満潮の時刻が重なったんですけども、この修理田浜という浜はですね、ちょっと見にくいかもしれないんですけども、真ん中がくぼんでいるような地形になっておりまして、ちょっとこう海岸べた、波打ち際が少しこんもりと盛り上がって、少しくぼみがあって、ちょっとまた広範域に向けてなだらかに登っていて、なのでちょっとこれまで漂着して来にくかったものが、ここら辺に浮いていたのか、海底のものが巻き上がってきたのかというところは、ちょっとまだこれから調査でという事になりますけども、ここで分かったのは、一夜にしてこうやって増えたという事ですね。

**山本委員：**このくぼみは水深何 m くらいですか。

**発表者(岸良) :** 海岸のくぼみは、ここについてはですね、一番高い所から 1.5m位。この地形の部分が少しくぼんでおりまして、ここが低い様な状態になっております。

**山本委員 :** 2つ目ですけどドローンとかで撮られているけど、その後 AI の解析とかで識別していると思ってよろしいですか。

**発表者(岸良) :** AI についてはまだ取り入れておりません。手法としては専門的に言うとオルソ画像にして AI に読み込ませてとか、そういったものを手法としてはあるんですけど、まだ対馬では全てを AI に読み込ませるという事はまだしておりません。

**山本委員 :** 昔ちょっとあるプロジェクトで試行だけはして、20 メートル上空から撮って、AI でハングルとか中国語とかを識別出来たというのはあるんですけどね。そういうのを導入するともっと効率よくできるのかなと思います。

**発表者(岸良) :** そうですね。今後の検討課題だと思います。

**山本委員 :** 3つ目ですけど、マイクロプラスチックですね。対馬のある海岸で昔、ちょっと採水船で採水して取ってきて、そこにはなかったんですよ。ところが得てして、プラスチックを粉碎する施設があるところの近所というは、マイクロプラスチックが海底に溜まっていてですね、まあちょっとその後色々由々しき問題が起きてくるんですけど、その辺りはどうなんでしょうかね。マイクロプラスチック問題というのは、対馬にあるんですかね。

**発表者(岸良) :** そうですね、マイクロプラスチックに関しては法令が改正されてですね、しっかり法令の中に明記された部分でもございますけれども、対馬の中でも、調査の中にも入れていくべきだらうかどうかという事はですね、市の方と議論は前からあったんですけども、現在としてはマイクロプラスチックの調査といったものについては、そこに特化した調査はですね、まだ実施できていないのが現状でございます。ただこういったものについては、海岸、多いところは非常に積層する位のマイクロプラスチック、発泡スチロールなんかは、特にマイクロプラスチック化しやすいんですけども、こういったところが多いので今後こういったところも調査の課題なのかなと思います。

**山本委員 :** どうもありがとうございます。

**清野委員長 :** ありがとうございました。それでは他にいかがでしょうか。他の委員さんが考えていただいている間に私からなんですが、色々対策がですね、国内外で必要と言われる中で、量的にあまり依然として減っている気がしないというのも現場からも声があるところ

かと思います。その中で今回調査されて、そして報告やご発言の中でも、実際本当に減らしていくこうという様なお話をいただきましたけれども、具体的にどこから手をつけていくというようなご提案とかありましたら。

**発表者(岸良)：**すみません、今日のご報告の中ではきちんと説明していないんですけども、発生抑制と回収処理という両輪があるんですけれども、この発生抑制というのはどうしても時間がかかるものかなといったところですね。やっぱり諸外国との関係もありますので。そういう部分では今出来る事としては、回収処理をきちんと進めていくという事をきちんと処理できるリサイクルの循環型、循環に乗せる道筋を立てた上できちんと回収がなされるですか、こういった調査の結果を用いて普及啓発しっかり発生源に対してアプローチをしていくという効果的な対策が望まれるのかなと言ったところですね。後は中々どこから手をつけていいのかという位多いというものがあるんですけども、やっぱり多いものから先ほど示しましたように大きいごみから、多いものからしっかり回収をして、出来るだけ少ない回収費用でたくさんごみを回収するという事が理想ですので、こういったところにどうこの調査結果をつなげていけるのかなと。こういったところもこの協議会でもまた議論をしていただければよいのかなといったところでございます。

**清野委員長：**それについて今回大きいものでも小さいものでも一回手を伸ばすという、その作業員の方の行動からすると、やっぱり全体をどう減らすかという事と、それから今回再漂流の評価もされているんですけれども、清掃の仕方とかそういう人の展開の仕方という事でいかがでしょうか。やっぱりせっかくそういう作業をする人の見方というのが今回導入されたので、トータルな効率とトータルな量を減らしてというのは、一応証拠があって取り組めるようになったのかなと思います。いかがですか。

**発表者(岸良)：**そうですね。こちらの方でご説明させていただいたようにですね、やはり大きなごみは、私どもも調査の時には重機を用いて回収させていただいたんですけども、どうしてもトン袋に、対馬の場合は何袋も出るんですよね。島外の本部の方のボランティア回収なんかでは、結構小さい 40ℓ ぐらいの袋に、ちょっと火ばさみで入れてですね、回収をするという事も見られますけれども、対馬の場合は大きなトン袋で何袋も出るといった事ですので、こういったものについてはやはりボランティアでやると危険が伴ったりだとかですね、やっぱり様々な大変なところがございますので、こういったものは回収事業で重機などを用いて回収するのがいいのではないかと。また個数は非常多的んだけれども、量は少ない容量とか重量は少ないものについては、たくさんの手が必要。人海戦術でやる必要があるという事で、これをボランティアでやっていくだとかいう、この仕組み制度上の住み分けなんかもですね、やっていくとこれからここ海岸はちょっと回収事業でやるから回収しないようにとか、様々これまで問題あったかと思うんですけれども、こういったところをきちんとご説明した上で、住み分けをしながらボランティアもどんどん入れていく事で、より効

率的にきれいになっていくのかなといった事は考えられます。

**清野委員長：**ありがとうございます。それから再漂流のデータも出てきたと思うんですけれども、対馬全体を考えた時に、西側が結構深刻だというものとか、東側は細かいものがあるんですけども、そういう点での対馬の中での配置の仕方とか、せめて再漂流は対馬の中ではさせないようにしていくとか、そういう意味でこの結果からいかがですか。

**発表者(岸良)：**そうですね。この再漂流につきましては、現在の調査手法に、この後ご説明するんですけども、少し課題があるところもございまして、また再漂流についてはですね、再漂流量というのは、ある程度海岸毎に蓄積可能量というのが決まっているんですけども、ある程度の量が溜まつたら、新たに来た分についてはほぼ全て再漂流していくという事が分かっているんですね。なので本当に多く溜めない、再漂流する前にきちんと漂着してきた毎に回収をしていくということが重要なのかなと言ったことは考えられます。

**清野委員長：**詳しくありがとうございます。それでは他にいかがでしょうか。犬東さん。

**犬東委員：**一つはですね、西と東で、例えば西はポリタンクが多いよとか、東は食品包装のごみが多いよというところの、見た感じでの事とかですね、お聞きしたいのが一つと。先ほど回収ボランティアの話が出たんですけど、つい最近、私ども弊社で回収をしたんですよね。漂着ごみの回収をやって、そしてトン袋で9袋位出たんです。これをボランティアでやった時の処理費はどうしたらいいのか。やる前に少し市の方にお電話させていただいたんですけど、まずボランティアでする前に一つ一つ、何月何日にやりますという事で、ボランティア申請しなくてはいけないと。そしてトン袋で出た分についての処理費の問題は、処理運搬は自分達でしなければいけないというところをお聞きして、うちは水産会社なので今日仕事が手が空いたからやろうと思った時に、その日付まで書いてはやれない。例えば漁師さんが今日は時化だからボランティアでやろうと思っても、その日時の設定とかスケジュールというのが中々決めかねている。突発的にやろうと思った時にやれない。なんか心がそこでちょっと折れてしまうみたいなところで、でもうちではやったんですけど、やってその9袋あったものを、では運ぶのはどうしたらいいと。では自分達の漁船とか使って運んで(陸に)上げるのは違う水産会社からユニック車を持ってきてもらって、トン袋を上げてもらった。ここはもうみんなボランティアですよね。処理費はではどうするとなって、9袋の処理費は一体いくらかかるんだと。これ分別して入れているものの産業廃棄物になるのかどうなるのかというところでちょっと悩みましたところ、では誰に電話をどうすればいいみたいになつて、振興局にかけたんです。振興局にかけて振興局の方にちょっと協力していただいて、ではそこに置いておいても大丈夫ですよと、海岸のものを回収してくださったんでしょうという話で、処理してもらえるように今回はなつたんですけど、今後どうすればいいのか、

私みたいな考え方の方たくさんいらっしゃると思うんですよね。どこにも、ボランティアで回収したもの処理費のそのハードルとか、色々な事がそこが分かるとどうしたらいいんだよねと分かると回収しやすくなるんじゃないかなと思います。ちょっと上手に説明できませんが。

**清野委員長：**大事なところありがとうございます。これ結構重要で、そういう市町村によつてとか県によっては違うというのは知られている中で、その辺りいかがでしょうか。

**事務局(福島)：**環境政策課の方でのボランティアの対応の仕方なんですけど、ボランティアで回収するボランティアの申請というのは、海岸漂着ごみに限らず、道路脇のごみから色んなものをボランティアの申請で対馬市としては受け付けております。ボランティアの回収は、海ごみであれば中部中継所なんですけれども、持つていけば処理は無料です。ボランティアは無料で受け取るという形にしております。おっしゃられたトン袋で集まりましたと。多分ですね、ボランティアのレベルを超えてるので悩まれているのかなという風に思うんですけども、通常のボランティア清掃は、先程エコサービスの岸良さんが言われた様に、40ℓの袋で何袋とかいう様な回収の量位なので、持ち込んでいただければこちらが無償で取りますよという話なんですけども、ちょっと量が多い場合にはご相談いただければ回収に伺うようにはしております。中部中継所の方で海岸漂着ごみの回収をしている会計年度もこちらは雇っておりますので、そちらの方で回収をするという形もとっております。ただ回収もですね、他の所で回収しているごみに合わせて回収したりするので、ちょっと時間がかかったりするところもあるんですけども、結局何百袋というのを回収している時に、途中で捨っていくよという様な形でやっていますので、特に仕事がない場合はそれを単独でポンと取りに行ったりします。多分同じメンバーの方から電話があったのかなと思うんですけども、ボランティアで回収したいという男性の方から電話をいただいて、もし大量に出るようでしたら対馬 CAPPA さんが空いていたら対馬 CAPPA さんと一緒にボランティア清掃という形でやっていただければ、CAPPA さんが処理場まで運んでいただけるので、一緒にどうですかという提案もさせていただきました。業務委託として対馬 CAPPA さんにボランティア清掃の団体の受け入れも中間支援組織の業務として業務委託しておりますので、そちらもどうですかというご提案はさせていただいたところです。また何か質問がありましたら。

**犬束委員：**ありがとうございます。その時にそういう説明があれば私の方も大量にあるということをお伝えしていなかったので、そこは良くなかったなと思うんですけど、皆さんができる、海を見渡された時に見える漂着ごみをちょっと船で行って湾にあるごみを、この入江が多い浅茅湾とか特にですね、湾にたくさんあるんですね。うちもこの9袋の分は湾内です。三浦湾の湾内のすぐ万関から入った入江の分です。普通その漁師さんが、ごみの回収に

行かない所を、では自分達がやろうという事でやったんです。そういう湾がたくさんあって、それがもしかしたら再漂着している可能性もないわけではないと思います。ですから、それと、こういう漁具が多かったですよね。漁具も多いというところであった事は、各漁協に周知すべきだと思います。今日組合長さんも、漁業士会さんもお見えではないんですけど、漁師さん方、それで船の事故が起きたりとか、そういう可能性もあるわけなので、そして今、漂着ごみが海底ごみ、ゴーストギアになってしまって、その上にまたごみが乗るという形になるのでそのところはですね、漁業者含めて周知されるべき問題だと思っています。まずはよく知ってもらう事が大事だと思います。これほど議論されているけど、漁師さん一人一人にはですね、まだ周知されていないんじゃないかなと思っています。以上です。

**清野委員長：**今のご指摘重要なので、次回までに今、犬塚委員からご指摘あったところを、どこに電話して、それぞれ電話口の方が聞いていただくとか、例えばどういう大きさですかとか。トン袋ですかとか、あと溜めておいてもらってそれで運んでもいいですかとか、ちょっと何かそういう質問を今度、コミュニケーションの内容を整理していただくと。

**事務局(福島)：**今ボランティア清掃を受け付ける時に、どこの団体がどこの海岸、例えばどこの道路、回収量はこの位ですという申請書提出の中に全て量とかあるんですよ。

**清野委員長：**申請段階ですか。何かその辺がこうちょっと今日やってみるかとかいう時に、何かあらかじめ申請しますかみたいなのではない場合に、どういう対応がありますかね。申請段階のものを参考にしながら、ちょっと今日時間が空いたので取ってみたんですけどみたいなところはどういう風にしたら良いですか。

**事務局(福島)：**急々にですね、そのボランティアで回収をしたいという時には、電話で聞いて、では後で書類を申請と、どういう風に回収したか、写真で実績を出してくださいという形で言う時もあるんですけど、中にはですね、回収の申請をされて、今週はちょっと天気が悪かったので出来なかったので来週にしますとかいう、そういう日程の変更は電話でいただいたりも、今していますので、その日にち辺りはですね、特段あまり気にされずにボランティアをしていただいていいと思うんですけど、ただボランティアをしてこちらに申請がない状態で、例えば中部中継所に、ごみ処理場に持っていくていただいた時に、向こうはボランティアと気づかないから料金請求するんですよ。なので申請なり連絡をしていただきたいというのがボランティアにはありますね。以上です。

**清野委員長：**ありがとうございます。結構みんな暑かったり、寒い中頑張って、最後に自分の車で自分のガソリン代で行って、さらにお金まで取られてみたいな話が、別に対馬という意味じゃないんですけど、そこのモチベーションを下げないための工夫で、もし例えば市民

の立場をご理解ある CAPPA さんから、何か仕組みのアドバイスがありましたらお願ひします。

**運営(上野)**：今犬東さんがおっしゃったように、告知というか知られていない方が多いんですが、よく韓国の方も、ごみがあるので、ちょっと拾いたいなという事で、本当に正直に真心からごみを回収されるんですね。ただそこに置いたままにされるという。それがまた分別をしなきゃいけないという事もあって、旅行に来られた何人かの方が、あまりにもひどいので自分達でごみを拾いたい。それもものすごくいい事なので、その回収の仕方と持つていき方等がまだ上手くいっていない。勝手に取られても困るという。すぐ電話されても仕事がいっぱいあるので環境政策課も、だからそこの中に CAPPA がいるんですけど、お電話をいただいたら、この前の近国の団体ともそういう話をしたんですけど、私達もどうにかせっかく真心で拾ってもらっているので、特に向こうから来られた観光客の方があまりにもひどいんですよと、まとめたらどこにまとめているんですかと聞いたら、ここにまとめているという時には僕らも手が空いている時には、ずっと置いておくと産廃になるので、何とか中部にも連絡してという役割を CAPPA がやらせてもらおうと思っているんですね。今おっしゃったように、僕も 20 何年前からシーカヤックで黒島とか行ったときですね、やっぱりみんなそれを拾って持って帰ろうと思うんです。持って帰っても処理が出来ないので、また置いて帰るという繰り返しで、その中で何とか出来ないかという事で、そういう組織があったらという事で、CAPPA が出来たと言ってもいい位なので、そこの中間は僕らが何とか環境政策課がやれないところは私達もやらせてもらおうと思っているんです。ただ今おっしゃった様に、こうこうこういう理由で勝手に持っていたり、分類しないとリサイクルにも使えないんでというのは、まだこう周知されていないので、それは私達の努力もまだ足りないんですけど、そういうルールが対馬にはあるという事をまず理解してもらったら、上手くこう、来たんでじゃあ拾ったのを明日どこどこに置いてくださいということを言ったりですね、今日はそれは無理なんですよねとかですね、色々言える事は出来ると思うので、今後そういう事に発信していきたいと思っています。

**清野委員長**：ありがとうございました。この話題で、次回また色んなアイディアとか、対馬の島内でどういう風に知ってもらうかという事についても、恐縮ですが次回に何か。精一杯やってらっしゃるんですけど、そうですね力の限りやってらっしゃると思うんですけど、第1段階は一応達成して、だけど現場的にまだそういう情報にアクセスしていない場合は何か方法があるかとか、今すぐにはないかもしないのでぜひまた次回に。後、今日の委員さんの中からもアイディアをいただけたらと思います。

**事務局(福島)**：最後に、確かにボランティアで回収していただくのは有難くてですね。連絡をしていただいて有難うございますという事で、こちらが袋の方、トン袋の方も提供させて

いただいたて、回収が出来ない様だったら回収をさせてもらいますというのは、申請の段階にはやっているんですけども、確かにボランティアで回収したいという思いで回収される方がいるんですね。トン袋も自分達で準備されたような袋で回収される方がいるんですけど、回収したものをまとめて置いて連絡がない場合が、誰が集めたものか、どこが回収した方がいいのか、連絡がいっているのかというのが一切分からずに、回収したものがごみとして残るという場合があるんです。実際に数年前に回収された袋がですね、十何袋、フレコンバッグで海水浴場の横に置かれていたのが、5年も6年も、結局誰が集めてどう処理してくれという事も無くて集められたものがあったので、なので出来れば集めますという事を一言でもいいので言っていただければ、対応は後でどういう風にでも出来ますのでというところをお伝えして、後は啓発の部分は、次回の時にでもお答えしたいと思います。

**清野委員長：**ありがとうございます。各所に回収した袋があつてというのを私も見たことがありますので、ありがとうございました。それについて例えば行政関係の方でもし何かご意見とかアドバイスとかありましたら、今日の最後まで結構ですので。ではどうぞお願ひします。

**松尾様(山内委員代理)：**海上保安部の専門官の松尾と言います。ちょっと今気になっていたのが、発生源を何とかするという話なんんですけど、ほとんどがこれ中国や韓国ですよね。これの働きかけはどんな感じで今までやってこられたんですか。

**事務局(福島)：**対馬市であれば今までですね、外国から流れてきているという情報だけでしたけども、令和5年6年7年この海外、外国に対しても啓発、こういう事をイベントをしますよとか、2003年からは日韓でのビーチクリアアップをして韓国の方も対馬にこういう風にごみが流れてきているというところは啓発しているところです。ただですね一昨年、環境省のこの海岸漂着ごみの事に対して、財務省から調査が入りまして、その時の結果がこういう海外に対する発生抑制は、自治体がするのではなく、国が主導でやるべきだというの、財務省から環境省に通知がされていますので、国の方が今働きかけをしている段階です。なので今日ここに長崎県の方から松尾係長が来ていただいていますけども、この話はしそつちゅうよくお互いにするんですけども、中々この発生抑制というところが、予算的に対馬はまだ残っているんですけども、他の自治体は国が主導でやるべきという事で、予算を削られているところがあるんですね。なので対馬としては、海外に対しての発信をやっているので、今現状、韓国であったり、昨年であればアメリカであったりとか、今年であればアメリカのCNNが今月取材に来ますので、そういうところで情報を発信したりとかいうところは行っているところです。ただ一自治体が、中国を相手取ってこうですよというのも、中々難しいというところで、国主導というのが今、財務省の方から報告されている様な状態です。もしよろしければ。

**清野委員長**：では長崎県さん、お願いします。

**松尾様(村上委員代理)**：長崎県の資源循環推進課です。元々国に対する国間の間柄は、自治体ではなくて、元々が国にお願いしているところでございまして、県も毎年、政府政策要望というのがありまして、それは国の方にぜひ働きかけをお願いしますねという話をしていて、国の方は国の方でまた日中韓の枠組みとか、日韓の枠組みでなさっていらっしゃいます。先程補助金の方で、財務省がちょっと固めの報告をしたんですけど、海外についての例えれば従来から対馬市さんがやっていたりしている様な事は大変有意義だという事で、それは補助金大丈夫ですよという事で、従来通りいただいているとおもいますが、おそらく国とそういう海外との関係で、特にどちらかといって自治体というのは、ある意味理解を深めてもらう様な活動をするというのも一つの意義もありまして、そういう事については多分、東京は今のところ、県も時々、対馬市さんにお願いして釜山の方に交流をさせていただいているんですけど、そこら辺は補助金でさせていただいている。ただいずれにしても中々、対馬市さんの様に従来から韓国の方と交流を持って、その韓国の方々が日本に来て、その方達と一緒に掃除をするという様な事自体は多分そんなに多くないというか、少ない恰好で、ただ私共も時々日韓の知見指導みたいなもので、北部九州山口までと、向こうの関係交流会なんかでも、そういう対馬市さんの交流を発表したりする事もございまして、直接出している方達にというのは違うけれども、そういう事を行動する事で広く理解が深まるというか、そういう事を中国ではまだないですけど、韓国との間でそういう説明をすると、向こうの方達も、韓国の方もそうやってやるんだと。そういう理解の増進にはなるのかなと、役には立っているんじゃないかな。多分これはどのレベルであってもそうやって両国で高校生が取り組んでいます、大学生が取り組んでいますという事は、実際は例えば100人でされた事でも、効果的にはそれが象徴的な意味でちゃんと韓国人達も、我が事としてと言ったらおかしいんですけど、そこは今更どっちのせいだとかいう話ではないところで話が出来る土壤を作るという意味では、役に立っているのだなと感じた事が、私がここ何年かやっている事ではありますので、それはぜひ今後とも続けていただければなという状況でございます。何か雑ぱくな言い方になってしまいました。

**松尾様(山内委員代理)**：予算をかけてそういう啓発活動をする事を否定しているわけではないんです。すごく良い事だと思うんです。ただそういうボランティアで拾っている方って、そもそも捨てた人じゃないですよね。分かりますか。それで、要はですね、発生源に対するアプローチという話があったので、もう捨てるなど。漁業関係の廃棄物なんですが、中国とか韓国とかから流れて来る。この発生源に対して捨てるなというような働きかけ、こういうのはどうですか。

**松尾様(村上委員代理)**：そこはですね、先程申し上げました。おそらくですけどそこは国と

国のですね、相手柄でなさっているので、それはおそらく國のお役割なるという風に我々は感じておりますて、多分おそらくそういう風な制度になっていると思います。おそらく地元自治体同士ですね、あるいは民間同士でお前やめろとかいう話ではなくて、やはり國を通してするというのがおそらく基本的な形ではないだろうかと。飽くまでも民間あるいは自治体は、分かり合った上で理解をしてもらうという話なのではないかと思います。

**松尾様(山内委員代理)**：分かりました。先程言ったのは、発生源に対するアプローチが重要というところがあったので、そういう話をしただけです。何でこんな話をするかと言うとですね、6月に小学生と一緒に海岸清掃をボランティアでやらせていただきました。大概がそういうごみですね。自分のせいじゃないものを拾う。しかもほとんどが外国から来た漂着物。それがすごく申し訳ないと気もあったんですね。だったらこれは発生源に対するアプローチ、まさにその通りだと思うんですね。そこについてこれからちょっと考えていいかないといけないのではないかと、地方についてもですね対策についてもそうです。という私の意見です。

**事務局(福島)**：すいません委員長、私から一つ。今、國の国家間の対策の事も、県の松尾係長の方から言われたんですけれども、発生源に対してという事は十分私達も思って活動、業務を行っているところですけども、例えば対馬に対しては、韓国、中国のごみが多いですよと。なので中国、韓国に捨てないようにしてくださいというのは分かるんですけども、アメリカからすれば日本のごみが多いですよという事になるんですよね。要はこれってですね、発生源を責めても終わらないので、国家間でこういうごみを捨てない様に取り組みましょうという事を、今、釜山で昨年ありましたけど、INC5で話し合いがされたけども結果が出なかつたと。世界のルールが決める事が出来なかつたという現状で、今世界中でもこの問題に対してはルール作りを進めているところですので、そこは自治体が攻撃をするというか、捨てないようにしてくださいというよりも、國の国家間のルールが決まるのを待つしかないのかなというところです。もしCAPPAPAさんの方から何かありましたら。

**運営(上野)**：やはり國同士がですね、先程いう様にあなたの所捨てるな、自分の所は捨てているのにみたいな感じになるとちょっとこれはまずいので、やっぱりそこは國がそう指導したとしても私達民間が対馬にいる民間がですね、実際にやっぱりそこなんだという事を働きかける必要があるですね。実際に私達も今年も1,000人韓国の大学生が来たりした時には、ポリタンクの話もしますし、その発生抑制もお話はするし、それと先程の子供達のボランティアの時に対してはですね、おっしゃる通りなんですが、まず私達が活動する時にはどうしてもボランティアをする人、捨てる人で、海岸掃除をしようとするんですが、まずは海外のごみであっても、まずは自分が当事者になる。捨てている側にもなっているんだという事を認識してもらうという事が大事で、その活動の中でボランティアに、おっしゃる様にほとんど外国のごみを子供達が拾うというのがですね、これはやり切れない。発生源にま

ずは言うべきなんですが、その前に全体の事を考えた時に、そういう活動をさせてもらっているという事と、やっぱり民間が主導になって、特に対馬は昔から大陸との交流をやっていった所なので、実際に民間同士がそういう活動をやる事がものすごく大事で、国がそういう形でいったとしても、対馬は民間同士が交流しながらお互いに環境について学ぶという点では非常に活動の意義があって、国がどういったと言っても、民間で進めていく事が大事だと僕は思っています。

**清野委員長：**非常に重要な議論どうもありがとうございます。民間という事で、NGOで主導されてきた、そして今回初めて JEAN の小島さんがリーダーでずっとこの会議の委員としても参加してきたといって、この分野のリーダーでおられた団体でございますが、もしよろしかったらそういう紹介を含めまして、新任の吉野委員にもお願ひしたいと思います。

**吉野委員：**吉野良子と申します。一般社団法人 JEAN という団体の、小島の後に来た者ですけれども、今おっしゃられていた自分も出す側であるというのは、拾っている小学生も実はそうなんです。松尾さん自身もそうなんです。意外と意図しないで出してしまっているものはあって、目の前で拾っている大きな漁具はもちろんどこからか来たものかもしれないですけれども、来ているものは見えるんですけど、行っちゃったものは見えなくなるので、自分もどこかに出してしまっていて、それを誰かが拾っているという事も実際に一つあります。それはそれなんですけれども、それはそれというのも変なんですけれど、ちょっと今ひょいとアイディアというか考えたんですが、日韓の学生同士の交流はしています。ずっと長い事やっていて、私もその授業で参加した事もありますけれども、今ちょっと思ったんですけど、松尾さんが仰っている様に漁具が多いんですよね。漁具が多いというのもすごくよく分かっていて、もちろん海底に沈んでしまっているようなものもありますけども、それを発生源であるのはどこなのかという風に考えた時に、もちろん国同士の話になってしまいうというのは、日本と韓国という風に考えるからそうなるんですけど、韓国の漁師さんという風に考えたら、それこそ学生同士の交流があるなら漁師さんと交流したらどうなのかなと。漁師さんに来てもらったらどうなのかなと、ちょっと今ひょっとと思いついただけなので言わせていただきました。

**清野委員長：**ありがとうございます。どうぞ。

**松尾様(村上委員代理)：**すいません。私の方が排出源になっているというはどういう意味ですか。排出はしていないと思うんですけど。日本国内でゴミを排出すると、排送法もしくは海洋汚染、海上災害の防止に関する防止。

**吉野委員：**そんな大きなものは出されていないんですよ。今言った意図しない散乱というの、私も多分出している。ポケットに入っていた何かを意図しないで落としちゃっている事。

それが道路に落ちた時に、雨に流れて川なり海なりに出ちゃうという事もありますし、もちろんマイクロプラスチックなんんですけど、車のタイヤ、あれ走る度に削れるんですね。

**松尾様(村上委員代理) :** そういうのって捨ててるんじゃなくて、落としてるんじゃないですか。

**吉野委員 :** そうです。わざわざ捨てているというよりは、知らない内に出てしまっているものもある。それからご自宅で出したごみなんかも、もしかしたら最終的な処理場まで行くまで、私もそうですけど追っていませんので、それが途中でこぼれている可能性もある。それから庭先にあった色んなプラスチック製品、例えばプランターが置いてありました。ちょっと気が付いたら、植え替えようと思ったら、持ち上げたら底が抜けましたみたいな事がありますけど、いつの間にか壊れちゃうもの。プラスチックは実際外で使う事が前提にならないんです。紫外線に弱いので、そうやって置いてあって、現役であったもの、ごみになったわけでは無くて、ごみにしたわけじゃないものというのが、いつの間にか出てしまっているものがあるんです。そういうものもありますので、もちろん台所からも例えばスポンジのカスですとか、それから商品名は言いませんけど、白いこういう塊でゴシゴシ擦ると茶渋が取れるような激何とかくんみたいな、そういうものもあれもプラスチックなので、実はあれも出してしまっている。色んな大中小がありますし、そこに見えるものか、見えないものかというのもあると思うんですけれども、それぞれ、かれこれ皆何かしら出してしまって、もちろん車なんか自分が乗らなくても、物流みんな車ですので、自分の家にあるものは全部車で運ばれて来たものという風に考えると、結局そこに関係はしている事は確かなんです。だから絶対出していいという風に実は言えるわけではないんですね。そういう事から、小学生達にもそういう事はちょっと分かってほしいのは、私は拾う人、あなたはごみを出す人ではなくて、私も出てしまっているかもしれないけど、私が出したものはどこかで誰かが拾ってくれているという風に考えると、じゃあ誰かが出したものを受け取らせてもらおうという、それがボランティアだと思うので、そういう風に言っていただけると嬉しいかなと思います。

**松尾様(村上委員代理) :** すいません、反論するわけではないんですけど、目に見えないものを排出している、それを止めるという事は多分出来ないと思うんですね。マイクロプラスチックなんかですね。それを人間が生活している以上それは止められない。だけど今漂着している問題というのは、明らかに人が捨てたもしくは、不作為に排出したものというところだと思うんです。それを止める為にどうしたら良いかというところではなかったんですか。

**吉野委員 :** そこの部分に関しては国同士のお話になってしまふと、漁具についてはそれでお互いになってしまふので、学生間の交流がやっているのであれば、漁師さんの交流もやってみたらどうかというのが、直接ではないけれども見てもらう事でこんなものがそちらで使

っている、こんな漁具がこちらに来ていますよ、タンクなんか見れば分かりますから、そういうものが来ていますよという事を実際に、言っては何ですけど発生源と言える漁師さん達に直接見てもらう事で、その人達に気がついてもらう。もちろん国同士でも言っていただくのが一番良いんですけども、直接そういう事をやっていく事でもうちょっと広げる事が、別の向きから広げる事が出来るかなと、それは思います。たくさんあって困るのは私もよく分かっているので、おっしゃられる事もすごく良く分かります。

**清野委員長：**ありがとうございます。本当に中々ずっと懸案で解決しないんですけれども、ちょっと私の不手際で議事の半分位の時間まで来ているのですが、今の議論を踏まえてやっぱりもう一回対馬と、それから国境離島を抱える長崎県さんの立場、それからこの協議会が開かれる時の、最初に何で長崎県さんが自分の県が出していないのに県民税の方からフォローしなければいけないのかという問い合わせが当時も出され、今実際の負担もする事になり、拾えば拾う程長崎県さんの税金にご迷惑をかけるという話もある中で、それでも尚、果敢にここ対馬の皆さん、長崎県の皆さん、拾ってくださっているので、またちょっと事務局の皆さんとも相談して、今の議論を少し理念的なところ、経緯から含めてまとめていきたいと思います。先程皆様からあった様に、且つ今日 JEAN の、NGO の市民社会というところから委員に入っていただいておりますのも、やっぱり国家間で行った時に、言われた側はそれなりに構えるという現況もあって、一方でやっぱり対馬市さんや長崎県さんの、地域とか自治体という事でいうと、どこの国でも捨てる人とか同じだったなというのが分かって、そういう意味ではやっぱり地方自治体とか現場を預かる者としての、その国家を超えた立場での交流を続けて来られたという事、それから世代という事で言うと、先程日本も出してきて、50 年前にハワイの方とかから非常に叱られて、日本語が付いたものが大量に漂着しているという事で、日本はそれを恥ずかしい事として受け止め、自分達も抑制し、人に迷惑をかけないという国として 50 年間やって來たので、そういうものをやっぱり考えていくという事、そして先程の韓国の学生さんも、それから旅行者の方も含めて本当にごめんなさいという事とか、こういうのを変えたいんだと言ってくれている事もありますので、そういう場として対馬が存在してきたという事、色んな方の色んな思いも受け止めながらというのがあるかと思います。実際に中国の留学生だと、ベトナムとか色々それ以外にも、韓国の方以外にも出している国の若者達も来ておりまして、やっぱりそこは本当に教育してくださっていると思いますのでという事です。それから今日は時間が十分になくて、また次回にも教えていただきたいんですが、製品別にチェックしてというのも非常に重要なと思います。実は中国の若者の NGO は、徹底して人間戦術や製品を明らかにして、メーカーさんにいくつありましたという事を言っているという事で、やっぱりその想いとしては自分達の生きていいく中での、水とか食べ物を本当に消費者としても、メーカーとしてもこれ止めないと皆が健康を害するという事の未来を担う世代の想いで、そういうなんですかね、かなり不買運動までいかないですけど、具体的な指摘をしています。そういう点でやはり大まかにプラスチック類というのではなくて、こういうものがこれだけあるという事を見た時に、日本のメーカー

一さんだったら恥ずかしいという気持ちを持ってくださって、一つ一つの会社が改善してきてくれたというのもありますので、そういう姿勢を対馬の皆さん、長崎県の皆さんがリードされるという事と、また国家間での言うべき事は海上保安庁さんが言う時に、こういう国の海を守って下さっているので、そういう立場からも言っていただくという事、それも含めて協議会全体として意見を伝えていく事が重要なという風に思いました。ですから対馬の皆さんの中を見て、皆で頑張ってもらうという事になるかもしれません、それをもうちょっと整理した形で、この段階で示したいと思います。私の不手際でこの会議は4時まででございます。半分近くになっておりますので、大変恐縮でございますが、5分間、お手洗いとか深呼吸とかしていただいて、また2時50分から再開したいと思います。では一旦5分間の休憩とさせていただきます。

(休憩)

**清野委員長：**あつという間に5分経ってしまいましたが進めたいと思います。それではですね、この会議4時までございます。それであと議題が2つ、そしてその他も含めて3つ残っております。それではですね、引き続きましてこの調査の報告について課題をお話しいただきたいと思います。では岸良さんお願ひいたします。

**発表者(岸良)：**それでは先程までにご報告したモニタリング調査から発生してきた課題についてですね、ここは市民の皆さんにも関係があるし、これから漂着物対策において重要な部分も含みますので、幾分テクニカルな内容にはなってくるんですけども、皆さんに情報を共有してですね、ご議論いただければと思っております。まず回収枠外のごみ回収についてという事で、本来このモニタリング調査では回収枠の中のゴミを回収してサンプリング調査していくといった風に定められているんですけども、回収枠の外からですね、回収枠の中に海岸内を風等の影響によって吹き込んでくるごみというのがございまして、回収枠というのは、海から3ヶ月間かけて漂着してくるごみの量を把握するためのものなんですけども、海岸内で移動してくるごみがあるとですね、このモニタリング調査の精度が搖らぐところがあるという事で、令和6年度については、当初春の頃はですね、回収枠の5mの範囲、外の範囲も回収してみたんですけども、定点カメラを設置して確認してみると、どうも20から50m、どうかしたら海岸の端から端まで発泡スチロールなんか飛んでいるような状況も確認されまして、いやこれは5m周囲だけじゃダメだねという事で、ここに費用はついておりませんけれども、自社の努力という事で海岸の他の部分についてもですね、漂着ごみ回収をするといった様な事をいたしました。ここについては、この回収枠の外についてもごみを回収していくという手法の変更について定義をしていかなければいけない部分もございますので、ご意見賜れましたらという事でここに挙げさせていただきました。ここに関連しまして、実は目視枠の中から目視枠というのは1年間ずっと残しておく調査枠なんですけども、この目視枠の中から風によって飛ばされたものが年に4回回収する回収枠

の中に入ってくるといった事も考えられましてですね、国で定めている環境省ガイドラインというのがあるんですけれども、この調査のガイドラインには回収枠しか定義されていない設定されていないんですね。対馬独自でこの目視枠というのを設定して、再漂流量を把握していく事が重要なんじゃないかという事で、平成 25 年 26 年の事業からこれを設定して、調査が行われて来たんですけども、おおよそ令和 2 年位までにですね、ここに示している様な、この図のようなですね、ある程度一定量、この海岸には蓄積の許容量というものがあって、一定量溜まつたらそれ以上は溜まらずに全て再漂流していくんだねという事が分かつてきて、このような図を描く事も出来る様になってきました。ある程度この目視枠を設置した目的が達成できているのではないのかなという風にも考えられるんですけども、今後モニタリング調査の手法として、目視枠を取り除いていくといった様な事については慎重にですね、ご意見賜りながら進めていかないといけないので、ご意見いただければという風に考えております。この目視枠の中にごみがある事で、回収枠周囲を清掃した時にもですね、海岸の中にごみが一部残った状態になっていて、見た目的にもあまりよろしくないといった問題もございます。続いてですね、ご説明させていただきます。調査地点の再検討が必要であるという事で、数年前からここについてはですね、色々考えられて検討されてきたんですけども、令和 6 年度カメラを設置した事で、本当に明らかになってきた事として、このナイラ浜ですけれども、ナイラ浜については 10 月のこれ 3 日ですね、8 月の段階でごみが少し見られる状態なんすけども、満潮とか荒天が重なるとですね、この広範囲地の部分まで波が来て、全てごみが洗い流されてしまうという様な状況が確認されまして、そうすると 3 ヶ月間の漂着量を把握するためのこの調査が全てごみが洗い流される事で、あまり意味がなくなってしまうと。そうするとナイラ浜の地点で回収したこの回収量を基にですね、下島東海岸、浅茅湾周辺東側、そして浅茅湾の内側のごみの量を推計しているんですけども、この推計に大きな影響を与えててしまうといった様な課題がございまして、ここについては調査地点を変更していくべきなのではないかといった事が考えられます。ただ調査地点を変更するといっても、じゃあここがいいねという事で安易に変更するのではなくて、やはり海岸の特性を十分に把握した上で、変更していく必要があると。このそれぞれの区間のですね、海岸特性を把握するという事が重要なわけですけれども、平成 25 年 26 年度の事業ではですね、海岸台帳と漂着マップというものが作成をされました。海岸台帳はその海岸においてですね、海岸特性なんかを把握して、この台帳の目的というのはボランティアで清掃したいという方々に情報を提供する事が目的なんですけれども、こうやってまとめられた表にですね、海岸の長さとか奥行きとか、海岸の気質といったような情報もまとめられて、これが海岸の特性を把握できるような台帳が作成されているんですけども、こういったものを基にですね、代表的な海岸と言える様な海岸を選定をして、調査地点を設定していくといった事がございます。漂着マップについてですけれども、当時は 911 km と言われていましたけれども、この対馬の全ての海岸線において航空写真を撮影して、10m 每にですね、漂着ごみの量を 3 つ位の区分に分けて、視覚的に分かりやすく漂着ごみの分布状況を示したものがございますけれども、この海岸台帳と漂着マップのいずれについても、作成から十数

年経過しているという事ですね、現在は状況が大きく違っているような事も考えられるので、この10年以上前のデータを基に海岸特性を把握して、調査地点を変更していくという事が果たして良いのだろうかといった事もありまして、ここについてはご意見を賜りながら慎重に設定をしていくべきかと考えられます。独自にですね、海岸台帳とか漂着マップを作った時にどうやって作れるんだろうかという事で、実際に作ったような事もあるんすけれども、これにはやっぱ大分手間がかかってくるという事で、ここに示しているものは、実際に私たちが現状に合わせて作った、作成したものすけれども、こういったものを対馬の全海岸にやっていかないといけないのかなといったところです。ちょっと駆け足でしたけれども、現在の課題について情報共有をさせていただきましたので、ここについてご意見を賜れましたらと思います。清野先生、お返しします。

**清野委員長：**ありがとうございます。それでは委員の方いかがでしょうか。では山本先生。

**山本委員：**以前ですね、北の方の琴ヶ浜ですかね。観光が見える丘の下の浜見た時に、砂浜の下までずっとプラスチック、発泡スチロールが分解されていたのが下まであったんですよ。それでちょっと回収の自動化を考えていたんですけど、表層は割とロボットとかであり得るかなと思ったりしたんですけど、下の方は中々手強いなという実感がありまして、これは割と地表というか、表面上のところ、白が動いてますけどその中ですね、その地中ですね、砂浜の奥までプラスチックがばーっとある浜もあると、そこら辺検討をどうするかというのが一つちょっと課題としてあるんじゃないかなと思いました、もう一つ再漂流は、特に東側というのは多分玄海灘の方行って、下関の北の方の海岸も結構海ごみが溜まっているというのを山口県から相談を受ける事があるんですけど、その後日本海の方に行っているのは結構あるんじゃないかなと思っています。以上です。

**清野委員長：**ありがとうございます。いかがですか。

**発表者(岸良)：**賜った意見ですね。特に海岸の特性を把握していくところについてはですね、いただいたような意見、以前の協議会の中で、清野先生からもご意見が賜ったんですけども、海岸の向きだとか、湾になっている所とか、そういうところも特性として海岸の地形もきっちり把握していく必要があるのではないかといった様なご意見もございましたので、こういったものもまとめてですね、漂着マップだとか海岸台帳に示していく。その海岸の状況を把握していく必要があるのかなと、今おっしゃったような海岸の中のマイクロプラスチックの除去もですね。そういったところに集約して情報のデータベースみたいなものが作っていけると、今後色んな研究者の方だと、資料をお作りになる方々に役に立つかなという風には思います。

**清野委員長：**ありがとうございます。他にいかがですか。三原様。

**三原委員**：皆様初めまして。対馬市未来環境部の部長の三原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。すみません色々な調査ですね。非常に貴重なデータありがとうございます。大変勉強になっております。それで先程、目視枠の継続についてという事でございますけれども、今あるデータが今後変わる、揺らぐ可能性がなければ、これは一定の成果が出て、今後固定したデータとして使えるのであれば、継続の必要はないのかなと感じているところでございまして、その代わりその予算を他に振り分けて新たなチャレンジも出来るのかなという事は感じておりますけれども、目視枠については、ほぼこれで今後やってもこのデータが変わらないという事でよろしいでしょうか。

**発表者(岸良)**：目視枠についてはですね、その都度例えば以前はですね、目視枠はしばらく3年程度、目視枠内のごみは回収せずに、その数カ年の継続性を見るという部分で、目視枠内のごみの増加量なんかから再漂流量を推計したりだとかですね、そういった事もあったんですけども、ある程度こういった風に蓄積量が溜まつてくると、ごみがほぼほぼ、特に台風なんかが来ると溜まっていたごみが全て再漂流していくだとか、色々良くない影響もあったので、ここは数年前からリセット回収と言ってですね、1年に1回回収をリセットしていくという事になりました。そして令和6年度はどうせリセット回収をして全部拾うんだったら、今まででは目視枠という名前なんですが、目視で数量を把握していたところを、どうせリセット回収で1年に1回回収するのであれば、計測しようという事で目視ではなく数量を実際に計測して、より正しいデータを出そうと言った事があったんですけども、そうですね、一通りの一定の成果は出たのかなといったところと、あと毎年条件が変わるような事で再漂流量が、すごく70%、80%が再漂流しているという結果が出る年であったりだと、50%程度だと、こここの再漂流量の結果というところが精度の問題もあるんでしょうけれども、安定しないといったような事もございまして、果たしてここが一定の成果と言えるかどうか、というところはテクニカルな部分ですね、研究者の方々のご意見を賜らないといけない部分もあるかと思うんですけども、こういった様なグラフは作成して大事なのは漂着ごみが溜まる前に、限界の許容量に近づく前に早い段階で回収をしていく事が重要であるという結論が出たのかなという風に考えております。

**清野委員長**：ありがとうございます。他に何かよろしいですか。

**運営(上野)**：モニタリングの場所についてなんですが、このナイラを私たちも前やっている時に、地形とかここで東側の下半分と浅茅湾の漂着数を計測するのはちょっと無理があるなと思っていたんですよね。上の方も五根緒だけなので、ここはちょっと五根緒も、地形も変わってですね。これ10何年の間に地形が変わっていくんですね。さっきの修理田浜も実はですね、なだらかだったんですね。それがさっき岸良君が言った様に、丘みたいになっていて、相当風と波のタイミングが合わないとこちら側に漂着して来ないという事で、昨

年 31,000 立米だったんですけど、その前 4 万だったんですけど、大分少なくなっているんですけど、僕らが越高とかクジカとかやっている時に少なくなった様な気がしないんですね。逆に多くなっている様な感じがするんですよね。だから漂着ごみに関しては場所を変えるか増やさないと。いつか 7 万立米だった時があるんですけど、令和 4 年ですかね。地形も変わってですね、やっぱりこう変えていくか、あるいは浅茅湾の中に入り込むのは水崎から尾崎まで 4 キロ以上の沿岸だと考えたら、かなりの漂着ごみが入って来ているので、浅茅湾も尾崎か水崎か芋崎辺りに 3 点置いたりして、ちょっと確実性を持たせるなら、今までこの NUS さんがやっていて、年に向こうから 4 回やってくるんでやっていたんですけど、地元にいて確実性を持たせるならまだ色々考える必要があるかなと思います。それと再漂流の場所は全部を回収するという事ですかね。岸良君。毎回、目視枠も毎回回収するという事ですか。

**発表者(岸良)：**理想としては海岸の端から端まで回収枠も含めて回収して、サイズでいうとさっきの 15 センチ以上を回収すれば、ある程度影響が少なくなるという事があるので、それが理想ではあります。

**運営(上野)：**上楓なんかもやっぱり狭いじゃないですか。コンクリートの壁で、あそこもやっぱり漂着したものがまた波に取られるとかというのが結構あるので、そうなんですよね場所とか検討する今からまた新しくとかいう形にも考えながらですね、やっていく必要はあるかなとは今までやってきた私たちに種類ともかなり地形が変わっているので少なくなっているはずです。僕らがやっている時よりはですね。そういう意味もあって確実性を持たせるなら、場所を変えるかしながら、さっき岸良さんが言ったように、どこでもというわけにはいかないので、たどり着きそうな所を変えるか位ですね。

**事務局（福島）：**よろしいですか。場所の選定についてなんですけども、昨年もされて今年も 1 年間モニタリング調査をされるというところで、係数あたりも持たれて年間の推定の漂着量を出されていると思うんですね。その中で係数を見られて似たような海岸、そしてアクセスがしやすくて回収に適している様な海岸というのを、いくつかピックアップをしていただいて、出来れば 3 回目の時にでもこういう所で提案どうでしょうかという様な、こういう海岸が似た様な海岸で、量的にも似た様な海岸があるので、こちらの方がいいんじゃないですかというような場所をもし提案できるようであれば、今年 1 年間、回収しながら海岸を見ていただけたらなという風に思います。

**清野委員長：**ありがとうございます。他にいかがですか。そうしたらですね、多分海岸台帳を作った頃とかを知っている人は、今このメンバーで私と上野さんとかこの辺しかいなくなってきたかもしれない、それが一つ。それでバージョンアップは本当に必要だという事と、あと今、対馬の周り結構海峡変わってきていて、それで海ごみだけじゃなくて、結構

他も含めて注意が必要な状況にあります。そういった部分も検討しているので、タスクフォースみたいな形ですね、調査についてとかモニタリングの場所、それから方法を変えるとか場所を変えるとしたら連続性とかも必要だと思いますので、ちょっとまた事務局ともご相談しながら現場を担われてきた方、それから色々当時とやっぱり今と、浅茅湾とこの漏れがあるとか色々議論もあったので、それも含めて今年度ですね、少し会議を持ったらどうかなと思いましたので、ご協力いただけたらと思っております。具体的な指摘をいただきまして、どうもありがとうございます。これ防災上も結構深刻な状態に対馬もありまして、海岸が狭くなっているとか、削れているというだけではなくて、人家の方にも影響しつつあるので、それからの海ごみのことを通じて、ずっと見ていただいている方がいるからこそ、海の変化も見えてきたと思いますので、そういう点でも取り組んでいきたいと思います。今日はこういう形でどうもご説明ありがとうございました。

**発表者(岸良)：**ありがとうございます。

**清野委員長：**それでは次の議題に参りたいと思います。今日ですね、皆様のお手元にありますでしょうか。対馬市海岸漂着物対策推進行動計画の改定につきましてお願ひいたします。

**運営(末永)：**対馬 CAPPA の末永と申します。ここからはですね、私の方が簡単な説明をさせていただきます。それからその後、作成者の山内も含めて説明をさせてもらえばと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。まず皆様に対してのお手元の資料なんですが、この対馬の上空写真が載っている、これ 1 枚ですね(案)対馬市海岸漂着物対策推進行動計画、それから 2 枚目がちょっと大きめの文字で横閉じをしている資料 2ですね。これをベースに話をさせていただければと思います。この対馬市海岸漂着物対策推進行動計画につきましては、平成 27 年に作成をされております。その後ですね、この上位の計画である長崎県の海岸漂着物対策行動推進計画というのが改正されまして、その後を次いで対馬市としても改正という風に、こちらの方で計画を作るという事になっております。この平成 27 年からですね、現在に至るまでに、この行動計画の中で大きく変わった所がございます。まずは一つは、マイクロプラスチックですね。こういったものの記載が旧計画にはなされておりませんでしたので、その記載ですね。それから以前ですね、対馬のごみにつきましては、島外へ搬出をしてごみ処理等を行っていたと思いますが、島内処理という事と、それから島内で処理する中の内、海洋漂着ごみの中にリサイクル出来るごみというものが出てきまして、それに対するリサイクルについての処理の方法ですね。実際にですね、最終的にこの行動計画を推進していくために、何が必要なのかというものが書かれております。この時はですね、まだそういった必要な組織というものが出来ておりませんでした。それがですね、2017 年に一般社団法人対馬 CAPPA、弊社の方が設立をされまして、この旧文言に出てくる中間支援組織というところで位置づけに当たるという事で、その部分の記載をですね、全部に中間支援組織対馬 CAPPA と書くのではなくて、中間支援組織は今の現状でいうと対馬 CAPPA

であるという事を記載させていただいて、対馬市と協力をしながら、説明をしていくということになるかと思いますこれからですね今から山内の方から一つ一つ補足の説明をさせていただきたいと思います。

清野委員長：山内さんお願ひいたします。

運営(山内)：対馬 CAPPA の山内と申します。よろしくお願ひします。お手元の方に資料の方をお配りしているんですけども、対馬市海岸漂着物対策推進行動計画の見直し概要説明というタイトルのものを見ていただければと思います。

清野委員長：A4 縦で 2 枚ですね。

運営(山内)：2 枚になっています。一応、先程末永の方から説明があった通りなんですが、行動計画自体が 60 ページ程ありますので、それを今日結論を出してくださいというのではなく、とてもじゃないけど無理だと思います。とりあえずこの案と資料 2 というのが元々の計画書の内容と、改正した文を照らし合わせた対象表となっております。これは 1 個 1 個説明したら今日だけではとてもじゃないけど終わりませんので、見直す概要のみ今日は説明させていただきたいと思います。中身をよく見ていただいた上で、次回の協議会とかにこれは意見集約をしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。では概要説明についてお話しします。まず一つ目なんですが、海岸漂着物処理推進法の改正と計画の方向性、これについては、平成 30 年の海岸漂着物処理推進法が改正されております。元々は平成 21 年度に法律が成立しております。本計画見直しの大元になる法律になります。改正により、対策の対象が従来の海岸漂着物から海洋関係の保全全体へと拡大し、漂着ごみ等の処理推進やマイクロプラスチック対策が、国・地方公共団体の責務として明確にされております。対馬市の行動計画の見直しについては、この法改正を受け、従来の回収・処理中心から、発生抑制・国際連携・中間支援を強化した、より総合的且つ持続可能な対策へと転換を図ることを記載しております。2 番目に、対馬及び長崎県における漂着物対策の現状と課題。対馬市は地理的要因から、国内外の海洋ごみが集中する日本で最も深刻な地域の一つです。長崎県全体で対策が進められる中、対馬市は特に大量の外国由来のごみの処理、広大な海岸線への対策、そして処理費用の確保という構造的な課題に直面しております。見直し計画では、県との連携を強化し、県計画との整合性を図りつつ、対馬特有の課題解決に特化した施策を講じます。対馬市の海岸計画の改正の前にも、長崎県さんの方が先に県全体の計画の改正をされていますので、それに内容は応じた形で、対馬市独自の状況とか対策を盛り込んでいこうと考えております。3 番目に中間支援組織としての位置付け強化。対策実行性を図るため、行政と民間、かっこして住民、漁業関係者、事業者を繋ぐ中核的な中間支援組織としての明確な位置付け、その機能を強化します。機能の役割分担については、行政については計画策定・財源確保・最終処理責任・関係機関との調整、中間支援組織としては、本協議会の運営・モニタリング調査の受諾実施・普及啓発・回収ごみの一時保管・分別支援・リ

サイクル有効利用に関する試験的取組の推進。中間支援組織としての効果としては、市民・民間団体の多様な活動を行政施策へと円滑につなげ、機動的且つ効率的な対策の実現を図ります。次のページをご覧ください。4番目にマイクロプラスチック対策の推進。海洋生物への影響が懸念されるマイクロプラスチック対策は、本計画の柱の一つです。発生抑制の強化、島内におけるプラスチックごみの適正処理、特に漁業活動に伴う廃プラスチックの流出防止と適正回収を徹底します。使い捨てプラスチックの削減に向けた啓発も強化します。2つ目に、モニタリングの実施。海岸や水域におけるマイクロプラスチックの漂着、浮遊実態調査を継続し、発生源と経路の特定に役立てます。5つ目に、漂流ごみ等の円滑な処理の推進。法改正に基づき、海岸に漂着する前の沿岸海域の漂流ごみや、海底ごみを円滑に処理するための施策を導入します。漁業者との共同、漁業活動や走行の障害となる漂流・海底ごみについて、漁業者や漁業協同組合と連携し、回収インセンティブ、奨励金や処理費用の支援の導入を検討する事で回収を促進します。次に、回収処理ルートの整備。回収された漂流ごみ等が、迅速且つ適切に処理施設へ運搬されるための体制と一時保管場所を確保します。6つ目に国際的な課題として、対馬の漂着物の約7割から8割は外国由来と推定されており、国内努力だけでは限界があります。外交上の要請としては、国に対し漂着ごみの主要発生国に対する発生抑制対策の強化や、外交的枠組みを通じた共同対策の実施を強く要請し続けます。2つ目に、国際連携の促進。韓国等周辺国との市民レベル・行政レベルでの、環境交流や合同クリーンアップ活動を継続発展させ、国際的な共同体制を強化します。3つ目に、情報発信。対馬の深刻な現状を国際社会に発信し、問題解決に向けた意識向上を施します。最後に、普及啓発の強化等。住民・観光客への啓発、対馬海ごみ情報センターや各種メディアを活用し、海洋ごみ問題の深刻さ、特にマイクロプラスチック問題と国際的課題について、市民や観光客への理解を深めるための情報提供と、環境教育を強化します。最後に3R、プラスリニューアブルの推進。リデュース・減らす、リユース・再利用、リサイクル・再資源化にリニューアブル・再生可能資源への転換を加えた3Rプラスリニューアブルの取組を推進し、島内からプラスチックごみの排出を抑制します。という事で、こういった改正の方向性と、対馬市が抱える漂着物の対策の現状課題、それから中間支援組織の役割、そしてマイクロプラスチック対策等を盛り込んだ内容で、漂着物対策推進行動計画の見直しというか改正を盛り込んでおります。行動計画を見てもらえればですね、削除しているところとか、赤書きで追加という表現をさせてもらっております。また新たに写真とかイラスト等を盛り込んでより分かりやすく、改訂版という事で作成しております。ただ個人的な考えとかが混じっていますので、これは十分中身を精査していただいた上で、完全なものに仕上げていければと思っております。今日は時間の関係で概要を説明する事はできませんけれども、主に見直しの内容としては、今の説明部分を考慮したものと考えております。意見交換とか色々ありましたらよろしくお願ひいたします。

**清野委員長：**ご説明ありがとうございました。この2枚の紙に集約していただきましたので、それを基にお話し、言っていただけたらと思います。また案についてこの表紙に航空写

真があるものも、とても読みやすい形で図等も入れていただきまして、そういう点でもバージョンアップしております。それではいかがでしょうか。かなり先程までの論点、例えば国際的な関係性なども出ております。それではいかがですか。特にですね、今回参加していただいた方、一人一言ずつは言っていただけたらと思っておりますので、特にこれ行動計画というものに関わりますので、お願ひしたいと思います。それではですね、では対馬市の行政の方からも、市の他の計画との整合性とか、整合性というか上手くつながって双方作用があるといいなと思っておりますので、何かご意見ありましたらお願ひいたします。では三原様。

**三原委員**：三原でございます。只今ですね、委員長の方から行政の他の計画との整合性という点ではございますけれども、対馬市では一番頂上にあるといいますか、それが総合計画というものになろうかと思います。うちの未来環境部というのが本年4月に発足いたしまして、今まで縦割りであったSDGs推進課が今SDGs戦略課と名称も変更しておりまして、より力強く推進していくそういう課ができております。それと環境政策課、あと一課、自然共生課という課がありまして、この3課で未来環境部が構成されております。その中で本日の海岸漂着物対策推進行動計画、環境政策課の方での作成となっておりますけれどもSDGs戦略課の方におきましてはSDGsアクションプランというものを、今年度中に改定していくという作業がございます。そういったものとのですね、連携を強めながらこの行動計画がより現場に近い計画であれば、さらに人材育成とかそういったものについては、またSDGsのアクションプラン当たりで盛り込んでいけるのではないかと考えております。以上でございます。

**清野委員長**：ありがとうございます。そういう意味で漂着物のところからまた他の政策にもつながり、また環境政策というだけでは補えないところも、また対馬市の全体の政策の中をご検討いただけたらと思います。ありがとうございます。では財部委員様もコメント、補足等も含めてありましたら。

**財部委員**：対馬市の財部です。私たちもですね、今部長が申しました通りSDGsアクションプランを作成をしております。ほとんどの課で、この行動計画であったり、事業計画であったり、計画がいっぱい作っていると思うんですね。ただ他の自治体でもそうですけど、対馬市の中では対馬市総合計画が最上位計画にありますし、それに基づいて紐付けされていっていますので、総合計画の方も今年度は来年度か、改正の時期にありますので、それと整合性を取りながら作っていただきたいというのが1点と、我々のSDGsアクションプランも考慮してこれに載せていただければもうそれでいいんですけども、今度は担当課としての、動きですね。今連携を取りながら動いておりますけども、あまり負担にならないようにと言いますか。考えるところがより深くなっていくのも、担当課が動きにくくなる原因の一つではないかなと私個人としては思いますので、漂着物の対策に特化したものとして考えていただければいいのかなと私個人は思っております。以上です。

**清野委員長：**ありがとうございます。個別計画とまた総合計画、それで紐付いた方が最終的にはお互いの手間が減るとか、労力、負担が減るというのが望ましいところだと思いますので、また今年度この漂着物の方を検討して参りますので、その部分ぜひ前向きにご検討いただけたらと思います。それでは小島委員さんはいかがでしょうか。

**小島委員：**失礼します。水産課の小島と申します。先程ですね、対馬市の海岸漂着物対策推進計画ですね、これの見直しの概要で見させていただいて、特に注目させていただいたところが、5番目に漂着ごみ等の円滑な処理の推進というところで、漁業者と共同して、今後ごみの回収とか、そういったところを行政が支援していくというところを書かれていたところです。対馬の水産業についてもですね、一つの問題としては漁業者の高齢化というものがありまして、例えば台風とか荒天時に漁港内にごみとか入ってきます。そういう時に漁業者が率先してごみの回収とかされるんですが、さすがに漁業者も高齢化をしてきておりまして、大きなごみ等の回収というのがかなり負担になってきております。そういうところで、行政が何かしらの支援をしていく必要が今後あるなど考えていたところでございまして、そういうところでこういった資金面でもいいし何か支援ができればと思っております。今年の夏ですかね。とある漁港の方で漁業者から連絡がありまして、韓国からの漁網ですね。それが流れ着いておりまして、沖合の瀬の所に引っかかってですね、それが海面まで10メートルぐらいですかね。立ち上がった漁網がありまして、それを回収したいんだと。どうにかしたいので見に来てくれということで見に行つたんですが、一応船外機で行つたらですね、それを引っ張っても動かないという状況で、そういう時に本船、大きな5トンクラスの船をチャーターしまして、それを引っ張って海岸まで持つて行ったということがありました。その中にはやっぱり魚もですね、やっぱり引っかかって腐っていたんですけど、そういう水産資源の、なんと言いますかね、ゴーストギアというものになりますけど、そういう資源が勝手に取られて、勝手に死んでいく。お金にならないというところがあります。そういうところでその漁師さんはですね、潜りをされている方でした。自分たちもそういうものに気づかなければ、そういう網に引っかかって事故とかなると。数年前にはそういったところに引っかかった漁師さんが、一晩海の上で救助を待っていたという事故もあってますので、そういうところで行政の方がこういった支援をできていけばなと思っておりますので、ぜひこういったものを盛り込んでいただければと思っております。

**清野委員長：**ありがとうございます。今日欠席しておりますが、中山委員の調査でも、やっぱり対馬に漁師さんがおられる事で、海のプロフェッショナルの方を確保出来ているので、そういう点では漁師さんたち、私たちに水産物を届けてくれるだけじゃなくて、色々な意味で海の技術者でもあるという事や、文化の継承者でもありますので、ぜひと思います。それから多分、対馬の海ごみの問題を対馬市だけではなく多くの方が何とかしようというのも色々頑張っていただいて、万博の方でも多くの方が驚いて、消費者としてもお魚を食べる

側としても何かできませんかという話も出ておりますので、また水産課の皆様の方でも色々なところに連携しながら進めていただけたらと思います。それでは神尾委員様いかがでしょうか。

**神尾委員**：振興局管理課の神尾といいます。私がお話したいのは、こちらの資料の20ページ目の辺りなんですけれども、海岸清掃活動への行政の支援というところなんですが、この現状の振興局が携わっている清掃ボランティアへの支援という部分が、(1)の3行目のことろですね、長崎県が設定しているアダプトプログラムによる民間団体の清掃活動にも提供されているというところが、これが県内全て地方機関レベルで行っているんですけれど、県が管理している道路ですとか川ですとか、港湾も漁港も、海岸なんかも、県が管理しているというのが付いてしまうんですけれど、その清掃活動を事前にどのエリアを、清掃する団体として登録して活動するので一定の支援をという事で、軍手だとかごみ袋は地元の市町村からの提供になりますけれど、たまに草刈り機の替え刃の提供なんかが、県内どこの振興局、地方機関でも行っているんですが、こちらの方がボランティア保険にも入っている関係で、やはり先程市の方からも犬塚委員の問い合わせに対する答いで、事前届けになるんですよ。やっぱりいつどちら辺をしたいのでというのが市役所経由で振興局の方に届いて、というやり方では実際できているんですけども、海に限らず先ほど申し上げた様に、道路と川が割合的には、かなりそちらが実際多いんですけども、私たちがやっている支援でいくと、対馬ではまだ言われてないんですが、本土の方に勤務していた時に、海岸がやっぱりものすごくごみが多いと。陸路で行けないところなんだ、実はカヌーとか小さな船で瀬渡し自分でたどり着いて、そこで鬼の様にもうごみが溜まっているから、もう何袋でもトン袋をですね、回収するんだけど、言った様に陸路じゃ持って上がれないんだと。船で回収に来てくれという相談があって、正直この制度では対応できないんですよ。このアダプトプログラムというのでは、回収したごみは基本自分たちで処分場、市町村の焼却場まで持っていくくださいというのが前提になっていて、市町村によっては、回収に来ますと言つていただける自治体もあるんですけど、中々それが一般のごみの回収もしている、手が空いた時にそちらもボランティアのものは休みの日が多いので日曜とか、月曜とかになつてしまうと、普通のごみもガッを来ているので、そこまで緊急というか、素早い対応が出来辛いんですという話も聞いた事があって、ですからそこを先程対馬市さんは、事後報告でもいいからちゃんと教えていただければ、ちょっと間が空くかもしれないけど、対応できるだけしたいというお話があったので、大変ありがたいことかなと思ったんです。県がやっている部分と海岸漂着、環境省の補助金が入っている部分ですね。その部分と最終目的はおそらく同じきれいにしようという意味合いでは一緒なんですけれど、制度が若干違うので、県が支援できる部分、かなり活動なさっている皆さんから見ると物足りないと映つてしまふなとは思つてはいるんですけども、そこが制度がちょっと違うんですというのが気づきましたので、一応お話をしました。

**清野委員長**：ありがとうございました。またその当たりも事務局様とも、多分市が県が制度があって捨う側からすると理解をするために色々補足説明とかも、要するに例えば今回の行動計画の中にそういう情報を入れていくとか、海岸って管理人さんいるんですかと聞かれた事もあって、海岸管理者という概念と、管理人さんとはちょっとまたあれだと思うんですけど、あともう一つ国境離島法の改正というか、継続についての色々な動きが長崎県さんの方でされていると思いますので、ぜひ一般公共海岸もこれだけ持たれているので、そういうことを含めて、また色々と県の方にもお世話になるかと思いますけれども、先程からずっと出ている様に一般公共海岸でこれだけの海岸線の長さと、これだけの他地域、他国からのごみがあるところはないので、そういう意味でも県を通じて色々とお願いしたいところでございます。ありがとうございました。それでは増山様よろしくお願ひいたします。

**増山委員**：振興局保健部の衛生環境課の増山と言います。よろしくお願ひします。対馬保健所と言った方が早いんですけども、保健所の方では、特にこちらにいらっしゃる資源循環推進課の松尾さんの所の出先機関という事で、産業廃棄物の指導とか、あと不法投棄の指導、あと一般廃棄物関係の助言とかもさせていただいているところでございます。私ちょっとと今回初めてだったので、意見というよりも感想になってしまって、それでよろしいでしょうか。

**清野委員長**：お願ひいたします。

**増山委員**：特にこの6番の国際的な課題で、対馬の漂着物が、海外が7割、8割という事で、もちろん私も知つてはいたんですけど、やはり数字とか見るとすごく大変な数字だなと思いますので、やはりこういったところも周知、あと国同士の話し合いとかにすごく期待したいなと考えているところです。あと7番の普及啓発活動についてですけれども、普及啓発活動重要ですので、当所としても出来る限り協力できればなとは考えております。あと3Rの推進ですね。県全体としても一般廃棄物の削減、あとリサイクル率の向上というのもあるんですけども、海岸漂着物につきましては、やはりそれを少し押し上げていることもありますので、海岸漂着物が少しでも少なくなる事、あと処理がですね、焼却とか埋却ではなくてですね、リサイクルが出来るのが少しでも多くなればいいなとは思っております。以上です。ありがとうございました。

**清野委員長**：ありがとうございます。ぜひプラスチックの問題、今の人間の健康の関係にも影響しそうという事で、保健所様ともいろいろまた連携が進めばと思うところであります。それでは川口委員、お願ひいたします。

**川口委員**：ちょっと別件があつて遅くなってしまったすみませんでした。前半部分のですね、

このモニタリング調査の結果について、ちゃんと聞けなくて本当に申し訳なかったんですけど、岸良さんからは個別に報告は受けているので、その中で感想になってしまふんですけども、非常に精度が高い調査で、回収枠についての必要性ですとか、そこもやっぱりモニタリング調査を始めてもう 10 年が経過しているという中で、やっぱり見直す時期に来ているのかなというところで非常にご提案は興味深く拝見しました。次にこの後半戦の行動計画の改定についてなんですかけれども、これも策定から 10 年経過しているという中で、見直すべき時期に来ているというところでそのあたりのですね、継続的な活動でそこから積み上がってきた課題に対して改定をしていくという事が出来るというこの体制そのものが、すごく対馬の漂着ごみ対策の進んでいるというか、特筆すべきところなのかなというのを改めて感じているところです。一つやっぱりこの計画策定した段階では、この中間支援組織の必要性というのが謳われていたけれども、実際 CAPPA さんが中間支援のところをしっかりと担っていただいているというところで、そこが計画の中に明文化してきたというところも、すごく感慨深いというところもあるんですけれども、その一方で、この 10 年前に作った計画に従って 10 年やってきて、その 10 年前の計画では、上手くいかなかつたところとか、10 年前の想定とは違っていたこととか、そういったところを議論した上で、次の 10 年みたいなを作っていくタイミングなのではないかなと思っていて、実際、今までは島外処理しかなかつたものが、島内で処理できるようになった。そしてそれが一部再資源化してきているというところは、すごく大きく進歩したんですけれども、実際その回収だったりとか発生抑制の部分で、この 10 年前の想定と今と、どこが計画通りというか上手くいって、どこが上手くいかなかつたのかみたいなところの整理を、次のタイミングでしっかりこの協議会でした上で、この行動計画の改定というのを次のステップとして、していければいいなと思っています。以上です。

**清野委員長：**まさにそういう形で、参加型で行政も含めた計画を作っていくという事と、協議の場があるという事自体が非常に重要だと思います。また SDGs で今パートナーシップとか目標 17 とか言われていますけれども、色々な人たちが集まって話し合いをしようというのを SDGs とか言われる前から、対馬市さんがこの問題に取り組んできた事というのはまた、特段の重要な事だと思いますので、それからやっぱり想定していなかつた事だとか、良い意味では例えば、色々島内での廃棄物の資源のことが議論になつたり、あと何よりやっぱり人材が育ってきたという事は大きいと思います。一方で、やはり漁師さんたち、住民の方が高齢化して、今まで予算があればできるはずという事で補助金を提供していただいたものが、やっぱり対馬だけじゃなくて長崎県全体でそういう現象が出て、日本中もそうかと思うのでどういう風に組み替えていくかというのも大事かと思いました。それではですね、今日はこういった行動計画の改定につきまして、各委員様からご発言をいただきましたので、では松尾さんお願いいいたします。

**松尾様(山内委員代理) :**長崎県の事を持ち帰ってゆっくり言わせていただこうと思います。特に県の計画との絡みもあるみたいなので、私も改めて県の計画を見直してみたいと思います。一点ちょっと申し上げておきたいのが、さっきあの漂流ごみの 5 番のところの漂着ごみについては割としっかり補助が、結構しっかりとして、責任もはっきりしていて、漂流ごみもちゃんとやっていこうねという事で行って補助金の対象になるんですけど、ただ長崎県ではまた漂着ごみで精一杯のところが、中々特定の有明とか何とか法律が出来ているところは別ですけど、あまりやってないというのが 1 点と、実は今国の方では漂流ごみについてはですね、漁業者のボランティアによる協力をしてもらった回収というのに実は力を入れております、それは何かというと漁業者の方たちが、海に行って網を上げた時に、プラスチックが引っかかっていました。それをポイッと海に返すんじゃなくて、面倒だけど港まで持ってきてもらったら、その港まで持ってきてもらって、どこかの場所まで持ってきていただいたら、その後の処理を市町がするときは、普通は例えば本土部だったら 7 割しか出ない。ここはリトルアゲイン 9 割出るんですけど、それは一定の金額の上限がありますけど、10 割出しましょうというのを今、一生懸命取り組んでいるところでございまして、この海ごみ補助金というのが基本的に県と市がやる事業しかない。対象じゃないんですね。助成金とかいうのはないので、だから今そういう動きで漁民の皆さんたちがもう 1 回上がったやつをわざわざ持ってきてくださるようにお願いをして、ただその場合は仕組みが必要なので。その仕組みを作ったり囲いを作ったりした場合は、その分とかその後の処理費用を手厚く補助しますよという動きが今、一生懸命進めておりまして、残念ながら長崎県実例がまだございません。ただそういう動きがありますよという事と、奨励金という事になりますと、おそらくもう海ごみ補助金の対象ではない、そこの奨励金、補助金というのは出していないので、そこをちょっとあまりここに書いているとミスリークしてしまってはいけないなと思って、僕はちょっと今すいません他のところをまだよく勉強する前に申し訳なかったんですけど、その点についてそういうボランティアの回収を今進めていますよという事と、奨励金とかいう形はおそらく、補助金では無理だろうというところは、おそらく今の対象にはならないと思いますので、その点はちょっとはっきりご注意させていただきました。すみません。申し訳ありません。以上です。

**清野委員長 :**ありがとうございます。今日も色々行政的な知識を基に読み解くと、こうだったのかと思う様な事とかも多く情報提供いただきました。これちょっとまた事務局さんとご相談して、補助金とか奨励金とか補助率とかあると思うんですけども、やっぱり現場的には一生懸命回収してたりしているので、どういう風に運用したり対応したらいいかを。

**松尾様(山内委員代理) :**これができる部分もちゃんと利用されているみたいですので、そこは上手に乗っ取った形で動いた方がいいのかなと。そこは協力させていただきたいと思います。

**清野委員長**：ありがとうございます。では実例を作っていきましょうかということで。

**松尾様(山内委員代理)**：ボランティアですね。ボランティア回収なんかになるといいなと思います。

**清野委員長**：ありがとうございます。あと実害としては、本当に漁船に絡まるのが日常茶飯事。それで本当によく生き残っているなという状況であるという事と、あと長崎県さんは航路に投入しているフェリーとか、そういうところにも海ごみ絡まって、本当にスクリュー止まるとかすごいことになっているので、もっともっとそれは本当に漁船だけではなくて、航路の状況も含めて情報等をいただいて、一自治体を超える問題だと思いますので、ぜひ情報提供しつつ、国全体でもフォローしてもらえるような事ができればと思いますので、よろしくお願ひします。とても大事な情報ありがとうございました。そうしましたら司会の不手際であれだったんですが、事務局さんからもいくつかまだ議題が残っているかと思いますので、駆け足で恐縮ですが、あともう少しあもしれませんが、では山内さんお願ひいたします。

**運営(山内)**：ちょっと最後にお願いがありまして、今の行動計画の見直しと新旧対象表なんですけども、お仕事等忙しいとは思いますけれども、ちょっと目を通してもらって表現がおかしいとか、色々また意見等を対馬 CAPPA か、もしくは市役所の環境政策課の方に連絡なり、メールなりいただければ幸いです。また次回の協議会までに作成をし直しますので、よろしくお願ひします。最後にですね、A3 で色々ごちゃごちゃして見にくいんですけども、今の対馬市の漂着ごみ問題についてという事で作ってみました。個人的な意見がかなり入っているので、参考程度に見ていただければと思います。ちょっと駆け足で色々説明とか聞いていただいてありがとうございました。また次回よろしくお願ひいたします。

**清野委員長**：ありがとうございました。事務局の山内さんにも、色々行政経験を踏まえながら、多分こういう市民団体が運営している会議で行政的な話をがっちりできるという点でも対馬はすごい事だなと思っていますので、引き続きまた次回の議題の中でも、より詳細なところを積めていければと思います。そういたしましたら、次の議題でその他にも資料提供等いただいているので、事務局さんの方からございましたらお願ひいたします。

**運営(上野)**：すみません。さっきの清野先生の話じゃないんですけど、もう古いメンバーが私と清野先生だけになってしまって、2011 年位からこの削減モデルというのをやっていて、対馬市漂着ごみ削減モデルというのをやっていて、僕はそっち側に、犬塚さんとか川口さんの方に座っていて、ガンガン言っていた方なんですよね。こっちに座りだしてガンガン言えない状態になってきたというのがあって、色々あるんですけど、その頃先生たちとやっている

て糸山先生が委員長で、プラットフォームという形で何かそういう事が出来ないかと市民と行政の間にですね。ずっと考えられたのが中間支援組織で、今みたいに有識者の人たちが集まつてもらって、その漂着ごみを解決するには中間支援組織が必要なんだと言って、これは全国で初めての事だったと思うんですよね。それだけ熱心に皆さん取り組まれていたんでその頃からですね。その中でペレット化とか、破碎機とか入れてですね、2019年に糸山先生と4月に今の市長、比田勝市長に提言書という形で、文章をまとめて出させてもらいました。その時糸山先生がおっしゃったのが、協議会の代表として、民間の代表として、漂着ごみで、自治体の長に提言したのは初めてだと。30年間やられてですね。というのはやっぱり今例えばインゴットとかやってきたり、それから炭にするとかやってきたりして、その時にもう熱エネルギーにしようという事を提案した、それが2019年、6年前なんですね。また今度未来環境部が出来て、同じような形をですね、またこうインゴットという形が、ペレットがインゴットになったんですけど、この対馬の中でエネルギーが出来ないかという事になってきたり、あるいは最終的には学びだよねと。スタディーツアーだよねとずっと川口さんとやってきた事で、やっぱり発生抑制、まず蛇口を閉めてもらわなきゃ、これとてもじゃないけど、911kmのマイクロプラスチックまで、持ったマイクロプラスチックまで駆けつけることは無理だよねという事で、そっちに行こうとしているんですけど、その時には市民課の部長がいらっしゃったんです。三原さん、未来環境部の部長がいらっしゃるんです。市民部長はいらっしゃらない。という事になってまた始まった時にですね、今年をずっと振り返ると、やっぱり6年前にやってきたことと同じようになって、中間支援組織というのはかなり進んでいてその頃。その話し合っていた頃もですね、そのJEANの吉野さんたちもすでにその業者とか知っていて、清野先生も知っていて、かなり行っていたんですけど、また元に戻っている様な気がするんですね。これ非常にもったいないという。今岸良君がやつてくれたモニタリング調査もNUSに教わって、僕ら学んで、でももっと良くなったらこうだよねと、さっき川口さんが言った様に10年前のものを対馬型に変えようと。漂着ごみを片付けるには日韓も含めて、大学生も含めてスタディーツアーも対馬型にやっていこうと。お国は言ってくるけど、現場は違うよという事を、提案しようということと一緒にやらなきゃいけないんですけど、今この学校の新聞の切り抜きを用意させてもらったんです。これは新しく阿連小学校を廃校になったこの学校をまた学舎としてですね、環境、海の海洋関係のですね、問題をみんなで考えようという様な学校を作りたいなと思っているんですけど、そういう形も考えながら行っているところをですね、非常に2つ、もったいないなという。今年また協議会という場をCAPPアがいただいてですね、あと2回ある間にいい形で進められたらですね、さっき部長がおっしゃった様に、市民と一緒にやっていこうという。ややもすると行政が旗振ってしまうようになるんですけど、実はやっぱりこういう場があるんで、市民が、漁協さんもいらっしゃって、婦人部もいらっしゃって活動もやっている方もいらっしゃって、こういう中でもうちょっと話し合いをやりながらですね、川口さんがおっしゃった様に、こちらから色々変えていって提案して、そうは甘くはないよとか、それは中々難し

いですよと。ではもうサーマルにしましょうとかね。そういうのも含めて話し合う場としてですね、非常にもったいないなと。今ずっと積み重ねてきた CAPPA の歴史というか、中間支援だけじゃなく、環境政策課の歴史も含めてですね、もうちょっとという事を感じたんで、ただ淡々にこうやってという形ではなく、もうちょっと協議会をする前に、皆さんもう一度協議会の前の会議みたいな感じを戦略を立てながらですね、進めていく必要があるんじゃないかと。SDGs 課、素晴らしい課ができたんですよ。だから縦割りを横割りにしたのをですね。それをもうちょっと私たちの方も含めてという形で、モニタリングも含めて、そういう形でやっていった方が、何かふわふわしている形で僕が今やっているような気がしてですね。そのところちょっとこちらからも提案できる位の力があるんで、実際やってきたんで、それも色々混ぜながら話しあったら、もっと本当の対馬スタイル、対馬モデルが出来上がっていくんじゃないかと思っているんですよね。その事をあと 2 回あるんで、今年だけでもですね。そう考えながらもうちょっと充実した協議会にしていきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

**清野委員長：**ありがとうございます。本当に、市民の方がというのと、あとこの場で市の政策評価もしようという議論をしている事態は私はすごい事だと思いますし、それをまた受け入れながら政策を作っていくというサイクルに一応あるので、枠組みはあるのでさっきおっしゃった様に、もうちょっとやっぱり事前に議論とか事後に議論がある事は必要かなと思っています。だからそういう意味では、1 回の協議会やるのに、事前に 10 回位会議やったりとかというのは割とある事なので、ただその分負荷がかかってしまう事もあるので、そこも含めてまた事務局さんとか委員の方とともに含めて、協議会の運営の仕方とかあり方とか、日本で本当にここしかない様な参加型の海ごみの対策の形成とか政策形成というのを、もっと堂々巡りじゃなくて、活かしていく様な仕組み自体を考えていきたいと思います。ですから 2 回目に向けてまた意見をいただいたら、事務局さんともまた私も含めて検討していきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。私の不手際で時間が押してしまいましたけれども、令和 7 年度第 1 回対馬市海岸漂着物対策推進協議会の議論を終了いたしました。それでは事務局の方にお返しします。

**事務局(福島)：**ありがとうございました。お疲れ様でございました。最後にですね、事務局の方からの連絡という事なんんですけど、次回の時に言おうかなと思ったんですけど、この行動計画、今日委員さんに、CAPPA さんの方も説明されるかなと思ったんですけど、期限が切られていらない計画なので、5 年周期でのいつからいつっていうのを提案をして、事務連絡に入りたいと思うんですけど、次回それで行ってほしいなというところです。出来れば 5 年周期で計画を変えるという期限を切るというところですね。最後に事務連絡なんんですけども、この協議会の日程の調整、各委員様方の日程の調整がかなり難しいです。ですので、この協議会が終わった時に、次回の協議会はいつにしますという風にしたいんですけども、次

回の協議会の日程を今決めるというのはちょっと難しいですで、次回の日程の調整を運営の CAPPA さんの方に、明日からでも日程調整をしていただいて、11月の末か 12月の頭には開催が出来る様に、案内をする前に日程を頭の中で、委員の皆様それぞれ計画をされて、CAPPA からの連絡を待っていただければと思いますのでよろしくお願ひします。年内に出来ないとですね、1月になるともう 2月までに県の方に、報告を全てこちらは出さないといけないので期間がないというところで、11月末か 12月頭に次回が開催できる様に、皆様調整をよろしくお願ひいたします。私の方からは以上になります。それでは令和 7 年度対馬市海岸漂着物対策協議会、第 1 回目の会議を終了いたしたいと思います。皆様お疲れ様でございました。

**清野委員長：**どうも皆様ありがとうございました。お疲れ様でした。